

吉田林割山遺跡

－生野山丘陵における集落遺跡の調査－

2007

本庄市遺跡調査会

き た ばやし わり やま い せき
吉 田 林 割 山 遺 跡

－生野山丘陵における集落遺跡の調査－

2007

本庄市遺跡調査会

序

吉田林割山遺跡は、本庄市児玉町の市街を臨む吉田林地区の生野山丘陵の西側斜面に位置しております。この本庄市児玉町の地は、古くから鎌倉街道の宿や市の栄えた土地として知られております。また、遺跡名のもととなった割山は、近世の入会地を分割したことにちなんで名付けられた地名でありますところから、古くから吉田林地区の薪や落葉の採取などの燃料の確保や山菜やきのご等の採取が行われた入会地として利用されてきた土地でした。

ここに報告する吉田林割山遺跡のある生野山丘陵は、現在、周囲を残地林に囲まれたゴルフ場として利用され、児玉町の市街の東側に位置し、国道254バイパスに接しておりますところから開発が進み、急速に古い歴史的な景観が失われつつあります。

このたび、この地に生きた先人達の歴史的な営為を伝える埋蔵文化財は、ここに記録として保存し永く後世に伝えることになりました。これらの埋蔵文化財は、将来の私たちの文化的な生活を形づくっていくためのひとつの基礎となりえるものであり、これらを守り、後世に伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしていくことが、今後の文化財保護の課題であるといつてよいでしょう。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブをはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成19年2月19日

本庄市遺跡調査会
会長 茂木孝彦

例 言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町吉田林字割山770外に所在する吉田林割山遺跡（No.54-296）の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブの進入路（ゴルフ場区域内道路）建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成2年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブの委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、鈴木徳雄（児玉町教育委員会社会教育課主任：当時）および小宮山克己（児玉町遺跡調査会調査員：当時）が担当し、小宮山が調査員として現地で専従した。
5. 本書の編集は、尾内俊彦の協力を得て鈴木徳雄が行い、第Ⅲ章1・2の執筆は尾内が、その他については鈴木が行った。
なお、遺構の製図および遺物の実測・整図・観察表・写真撮影については、(有)毛野考古学研究所に委託して実施し、遺物観察表および写真撮影は長井正欣、石器は土井道昭が主として行った。
6. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
7. 発掘調査及び本書の作成にあたって下記の方々の御助言・御教示を賜った。記して感謝いたします。（順不同、敬称略）
赤熊 浩一、池田 敏宏、大熊 季広、大屋 道則、岡本 一雄、小川 卓也、金子 彰男、雉岡 恵一、坂本 和俊、櫻井 和哉、外尾 常人、高橋 一夫、田村 誠、知久 裕昭、利根川章彦、鳥羽 政之、永井 智教、中沢 良一、長滝 歳康、中村 倉司、長谷川典明、平田 重之、福田 貫之、丸山 修、宮本 直樹、矢内 勲、山口 逸弘、埼玉県教育局生涯学習文化財課、児玉郡市文化財保護協会、児玉郡市文化財担当者会、東海大学考古学研究会
8. 発掘調査および本書作成にかかる主たる作業は、調査担当者および下記の者が行った。
尾内 俊彦、山田 英彦、田口 照代、福島 礼子、渋谷 裕子、藤重千恵子

目 次

序

本庄市遺跡調査会会長 茂木 孝彦

例言

第Ⅰ章	発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章	遺跡の地理的・歴史的環境	3
	1. 地理的環境	3
	2. 歴史的環境	5
第Ⅲ章	発掘調査の概要	7
	1. 調査遺跡の概要	7
	2. 検出遺構の概要	7
	3. 出土遺物の概要	10
第Ⅳ章	古代児玉郡の共同用益地と用益権	17
	1. 土地利用の変化と日常的用益地	17
	2. 鬼高期の共同用益地と用益権	19
	3. 古代の土地利用と用益形態の変化	22

引用・参考文献

写真図版

報告書抄録

吉田林割山遺跡発掘調査組織

児玉町遺跡調査会（平成2年度：抜粋）

会 長	野口 敏雄	児玉町教育委員会教育長		
理 事	田島 三郎	児玉町文化財保護審議委員長		
	清水 守雄	児玉町文化財保護審議委員		
	日向 國俊	児玉町文化財保護審議委員		
	中兼 久偉	児玉町文化財保護審議委員		
	武内 和雄	児玉町文化財保護審議委員		
	吉川 豊	児玉町教育委員会社会教育課長		
	監 事	安久沢 一	児玉町企画財政課長	
幹 事	立花 勲	児玉町教育委員会社会教育課長補佐兼 児玉町中央公民館長兼児玉町立図書館長		
	前川 由雄	児玉町教育委員会社会教育課長補佐		
	金子 幸弘	”	主任	
	恋河内昭彦	”	主事	
	徳山 寿樹	”	主事	
	調査員	鈴木 徳雄	”	主任
		小宮山克己	児玉町遺跡調査会	調査員
		平田 重之	児玉町遺跡調査会	調査員

吉田林割山遺跡整理・報告組織

本庄市遺跡調査会（平成18年度）

会 長	茂木 孝彦	本庄市教育委員会教育長	
理 事	清水 守雄	本庄市文化財保護審議委員	
	佐々木幹雄	本庄市文化財保護審議委員	
	丸山 茂	本庄市教育委員会事務局長	（会長代理）
監 事	八木 茂	本庄市監査委員担当副参事	
	門倉 実	本庄市会計課長	
幹 事	前川 由雄	本庄市教育委員会文化財保護課長（事務局長）	
	鈴木 徳雄	”	課長補佐兼埋蔵文化財係長
	太田 博之	”	埋蔵文化財係主査
	恋河内昭彦	”	埋蔵文化財係主査
	松澤 浩一	”	埋蔵文化財係主事
	松本 完	”	埋蔵文化財係主事
	の野 善行	”	埋蔵文化財係臨時職員
	調査員	尾内 俊彦	本庄市遺跡調査会

第 I 章 発掘調査の経緯

本報告にかかる発掘調査は、ゴルフ場の進入路（区域内道路）建設に伴って失われる埋蔵文化財の記録保存のために実施されたものであり、発掘調査に至る経緯の概要は、以下のとおりである。

試掘調査

埼玉県児玉郡児玉町大字吉田林（現本庄市児玉町吉田林）字割山770番地外の約9,000㎡において、埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブのゴルフ場進入路建設計画に基づいた、開発行為事前協議書が平成2年9月27日付けで児玉町に提出されたので、児玉町教育委員会では埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての協議の必要について指示した。これに基づき埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブ専務取締役支配人塙新から、開発予定地内における埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての照会および試掘調査依頼が、平成2年10月12日付けで児玉町教育委員会に提出された。現地の試掘調査は、計画路線の伐採終了後である平成2年10月23日に、重機および人力によって実施した。この結果、埋蔵文化財の所在確認の対象となった約9,000㎡のうち約800㎡に、古代住居跡等の遺構や土師器等の遺物が検出され、古代の集落遺跡であることが確認された。

発掘に至る経緯

この試掘調査の結果を踏まえ、児玉町教育委員会は、この区域を周知の埋蔵文化財包蔵地（No.54-296）吉田林割山遺跡として捉え、埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するように埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブと協議を行った。しかし、進入路建設による埋蔵文化財への影響は避けがたく、進入路建設によって埋蔵文化財が失われる区域全域の発掘調査を実施する必要性が生じた。以上の協議を踏まえて、埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブ専務取締役支配人塙新から児玉町遺跡調査会会長あてに発掘調査依頼書が提出されたので、児玉町教育委員会の指導に基づき、児玉町遺跡調査会と埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブとの間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、発掘調査を実施することとなった。

発掘の届出

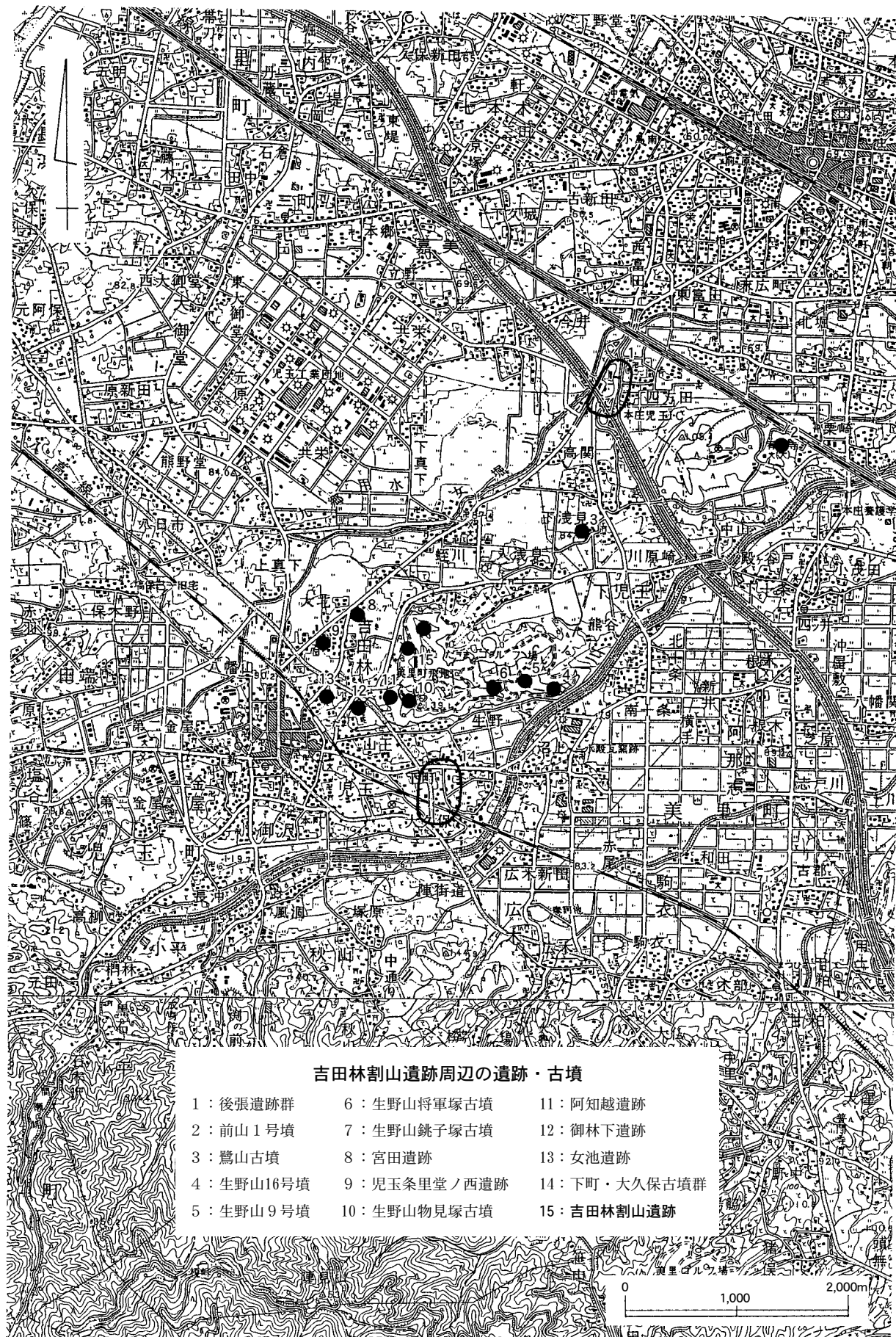
発掘の実施にあたって、平成2年11月20日に埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブ専務取締役支配人塙新より、文化財保護法第57条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。この発掘の届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、平成3年3月30日付け教文第3-362号で埼玉開発株式会社こだまゴルフクラブ専務取締役支配人塙新に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があり、文化庁の指導による土木工事等の着工前の発掘調査実施の指示があり、また発掘調査により重要遺構等が発見された場合の別途協議の必要について通知された。

発掘調査の届出

発掘調査の実施については、児玉町遺跡調査会会長野口敏雄から文化財保護法第57条第1項の規定に基づいて、平成2年11月20日付けで「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が児玉町教育委員会に提出されたので、同日児教社第336-2号で埼玉県教育委員会教育長に進達した。この届出に基づいて、文化庁長官川村恒明より、平成3年5月29日付け委保第5の714号で「埋蔵文化財の発掘について（通知）」があった旨、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長に、平成3年6月20日付け教文第5-221号で通知があった。

なお、現地の発掘調査は、平成2年11月27日に開始され、同年12月20日に終了した。

（本庄市教育委員会文化財保護課埋蔵文化財係）



第1図 吉田林割山遺跡の位置と周辺の遺跡

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

吉田林割山遺跡の所在する本庄市は、埼玉県の北西部に位置し、東は深谷市および児玉郡美里町、西は児玉郡神川町、南は秩父郡皆野町および長瀨町、北西は児玉郡上里町、また利根川を挟んで北側は群馬県伊勢崎市に接している。本庄市は、平成18年1月10日に旧本庄市と旧児玉町が合併し、面積89.71km²、人口約83,000人の埼玉県北部の中心的な都市となった。

本庄市には、市域の北東部に位置する本庄市街にJR高崎線本庄駅が、南西部に位置する児玉市街にはJR八高線児玉駅がある。本庄市街の北側には国道17号線が、児玉市街には国道254号線が通り、この本庄市街から児玉市街方向に国道462号線が延びている。また、市の北東部には上越新幹線本庄早稲田駅があり、また関越自動車道本庄・児玉インターチェンジがある。

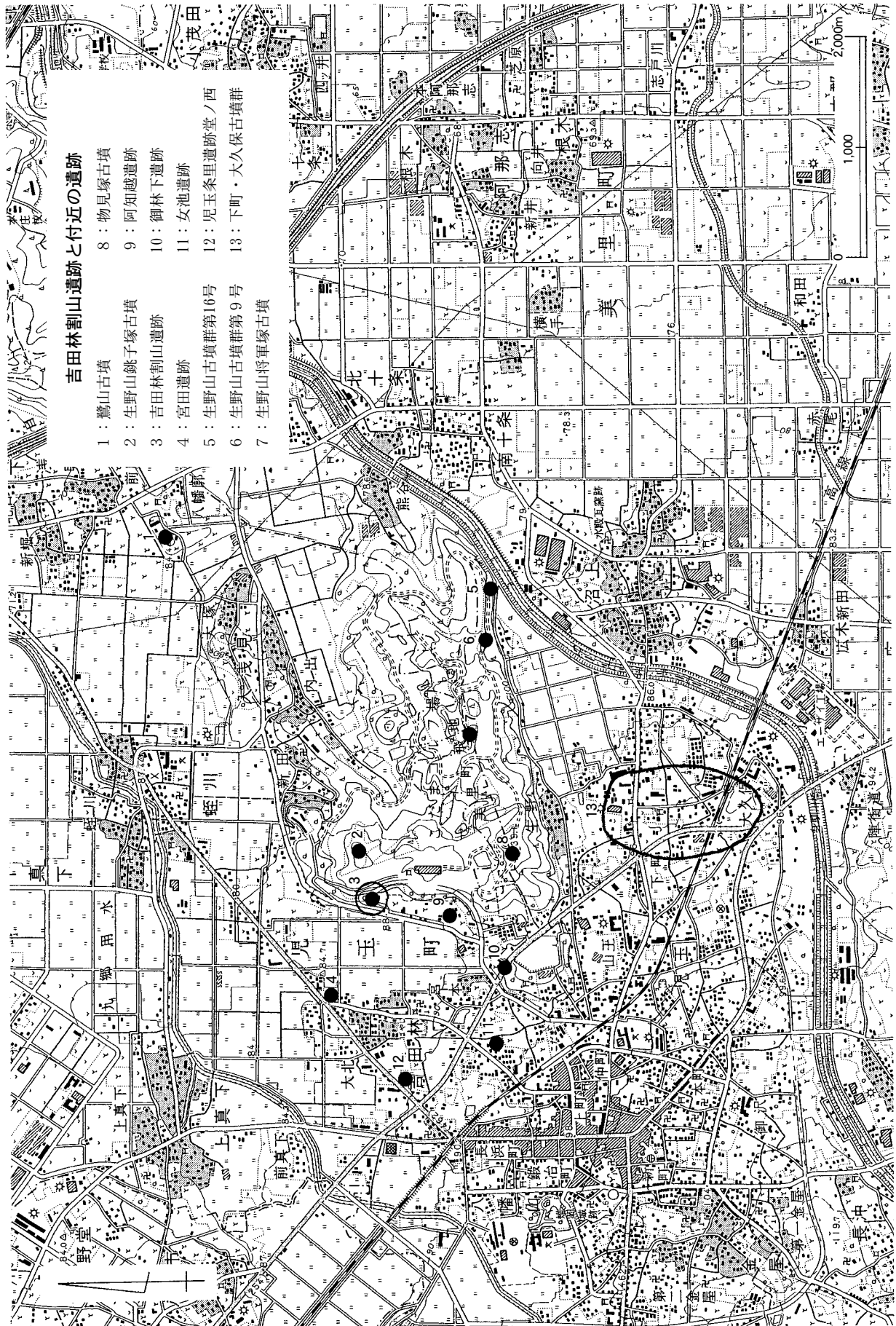
本庄市の地形

本庄市の地形は、市域の南東側が八王子-高崎構造線上の断層崖を境に三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地、北西側は関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開し、扇端部に位置する深谷断層を境に烏川低地帯が展開しており、近世以降ではこの低地帯に利根川が流下している。また、上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に突出し、その延長上に同じく第三紀の丘陵である生野山・浅見山の各残丘が点列状に存在している。神流川扇状地は、本庄台地とも呼称されるが、この扇中央部に相当する区域には、神川町大字二宮所在の延喜式内社である金鑽神社付近を水源とする金鑽川と、本庄市児玉町宮内付近から水源を発する赤根川が合流してなる「女堀川」によって開析された沖積低地帯が形成されている。児玉丘陵の南側には、上武山地内の秩父郡皆野町金沢付近に水源を発する小山川（身馴川）を挟んで松久丘陵が展開し、扇状地地形が天神川・志戸川水系の小河川によって開析された低地帯があり、その東側には、諏訪山・山崎山といった第三紀層を基盤にもつ独立丘が北東方向へ展開しているなど、本庄市域に展開する金鑽川・赤根川水系と類似した景観を呈している。

割山遺跡の地形

本報告にかかる吉田林割山遺跡は、本庄市域の南側、児玉市街の北東約1.5kmの本庄市児玉町吉田林の東端に相当し、「女堀川」の低地を臨む生野山丘陵地内の標高約70mから90mの西側緩斜面上に位置している。生野山丘陵は、第三紀層の基盤層をもつ残丘状の独立丘であり、その規模は、東西約1,600m、南北約600m、面積は約250haをはかる。この丘陵の最高所は、標高139mの物見塚古墳付近であり、丘陵の周囲は、女堀川・小山川の浸食・沖積作用によって形成された台地や低地に取り囲まれており、その比高差は約30m～40mを測る。

本遺跡の西側は、本庄台地と金鑽川・赤根川水系の河川である女堀川によって開析された低地帯に相当する区域であり、現状では低地部と台地部は明瞭な比高差をもたない。しかし、本庄台地面においては表土層下にローム層が堆積しているのに対し、条里遺跡が展開している低地部においては粘質の沖積土が堆積しており、古代においては低地と台地面との一定の比高差が存在したことが確認される。また条里水田形成以前の地形は、現在の平坦に見える区域においても小支谷や湿地が入り込み、埋没河川なども検出されるなど、複雑な埋没地形が確認されているが、古墳時代後期にはすでに谷地形においても一定の埋



第2図 吉田林割山遺跡と付近の遺跡

視が進行し、大規模な水田化がはかられていた様子が窺える。

吉田林割山遺跡の位置する生野山丘陵からは、北西から北方向にかけて浅間山や、妙義山・榛名山・赤城山等の上毛の山々、また東側には足尾山地や男体山等を臨むことができる。また、丘陵の南西方向には陣見山を中心とした、秩父郡との分水嶺をなす上武山地が開展開している。このように本遺跡の付近は、眺望の優れた立地といえるが、冬季の季節風は、いわゆる「空っ風」であり、本遺跡の位置する丘陵上とりわけ北西斜面においてはこの季節風の直撃を受ける土地である。ともあれ、今日では調査地点周辺の残地林や植栽は、この地区の景観に季節の彩を添えているようである。

2. 歴史的環境

本市市域においては、弥生時代の遺跡は比較的少なく、後期には谷戸を臨む丘陵部に小規模な集落跡が幾つか確認されている。古墳時代前期に入ると集落遺跡が急速に増加するが、これは弥生時代以来の丘陵部の遺跡とともに低地域の開発が進展するためである。この開発は、主として生野山丘陵以北の女堀川流域の低地域の灌漑および排水を中心とした水田開発を伴うものと推定され、この時期に後張遺跡群をはじめとする集落が形成される。こうした集落遺跡の占地の傾向は、古墳時代中期以降においても継続するとともに、丘陵部にも再び開発が及んでいる。このような低地域の開発と集落の設営に伴って、鷲山古墳をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることは注目すべき点である。

生野山の古墳

生野山丘陵上の最高地点に位置する物見塚古墳は、従来より古式古墳として注目されてきたが、試掘調査によって単なる円墳ではなく、造り出し付きの円墳であることが確認された。また、出土土器等によって5世紀前半の古墳であることが推定されるものである。したがって、鷲山古墳に後出し、5世紀中葉に築造されたと考えられる生野山將軍塚古墳(直径約60mの円墳)に先行する首長墓であることが確認された。なお、生野山丘陵上には、この物見塚古墳や、格子目叩き調整の円筒埴輪をもつ生野山將軍塚古墳のほか、B種ヨコ刷毛調整をもつ円筒埴輪が樹立された円墳である生野山9号墳が知られている。

この地域では、4世紀代において鷲山古墳という全長60mの前方後方墳を築造した首長層が、その後、典型的な前方後円墳を築造したのかどうかという点は、この地域の首長層の動向や、近畿地方の大王墓の動向との関連を窺う上でも重要な問題となろう。その点においても、前山1号墳の時期や墳形の確認が必要であるといっていよいであろう。なお、本遺跡の位置する生野山丘陵においても、6世紀に入ると生野山銚子塚古墳や生野山16号墳のような前方後円墳が築造されている。また、丘陵の南側斜面を中心に生野山古墳群が、生野山丘陵以南の台地面においても、下町大久保古墳群の存在が知られており、かつては数多くの後期古墳が存在していたようである。

吉田林の古代集落

吉田林地区周辺の古代集落については不明な点が多いが、御林下遺跡(駒宮他1977・利根川1998)や阿知越遺跡(鈴木他1983・1984)等の生野山丘陵の裾部と、これに沿った台地面を中心に展開していると推定される。また、女池遺跡(恋河内2001・2004)においては鬼高期の集落跡が確認されており、御林下遺跡のような丘陵部斜面においても確認されているところから、生野山丘陵の西側に連なる「山王山」の裾部から台地部にかけて展開している可能性がある。このほか、宮田遺跡(恋河内1996)等の発掘調査の成果から垣間見るとき、鬼高期の集落が現在の吉田林の集落域を中心にその存在を推定することがで

きる。しかし、今日比較的開発の多い国道254号バイパスに沿った区域においては、複数の試掘調査の結果においても、御林下遺跡以外の古代集落跡は検出されていないことにも注意しておくべきであろう。

なお、児玉郡においては、律令期の集落は条里水田の展開する低地内の微高地上には極めて少なく、低地を臨む平坦な台地上に展開している傾向が認められる。この時期の水田は、神流川からの導水にかかる「古九郷用水」によって灌漑が行われており、律令期における集落の占地や水田の景観の形成が計画的かつ構造的に進行したことを示している（鈴木1997他）。なお、本遺跡から臨むことのできる児玉条里遺跡堂ノ西地区（鈴木2003）においては、灌漑用と推定される溜井等の施設が検出されている。また、女池遺跡では、古代集落のほか、中世の遺構群が確認されていることにも注目しておきたい。

中世の吉田林

この女池遺跡では、中世前半期の遺構群や中世陶器等の出土、および字「堀ノ内」という地名が残されており、吉田林地区内に九郷用水の灌漑区域の外部および「児玉庄」の立荘にかかわると推定される「猿楽堰」の設置による再開墾の区域を含んでいると推定し得るところから、この区域は中世初期において「児玉庄」の一部を構成する区域であったと推定することができる。おそらく、今日の吉田林の区域は中世初期においては、独立した児玉党系の「氏」を擁する区域ではなく、おそらく八幡山地区と一体をなす「児玉庄」の中核区域として、「庄氏」の領有する区域内に含まれていた可能性を認めてよいであろう。なお、生野山丘陵以南の今日の本庄市児玉町児玉の区域は、児玉党系在地領主である「児玉氏」の本貫地に相当しているものと推定されており、その経済基盤となった領域が小山川（身馴川）に沿った九郷用水灌漑区域である条里形地割をもった水田区域の外部に属していることは注意しておくべきであろう。ともあれ、本遺跡の位置する児玉町吉田林の区域は、その北側に九郷用水の灌漑区域をもっているが、その南側は比較的畑地が卓越する区域であった。この点で、古代から神流川を水源とした条里水田を主とする九郷用水灌漑区域の卓越する地区と比較すると大きな差異が認められよう。

なお、生野山丘陵内には、一部に「鎌倉街道」との伝承をもつ古道がある。この古道は、「鎌倉街道上道」から雉岡城へと延びる「大名小路」と呼ばれる古道から、「鎌倉街道」と交差して生野山丘陵へと向かう古道であり、生野山を経て本庄方面へと連なっていることにも注目しておきたい。なお、生野山丘陵は、平地の中に突出する独立丘であり、天正18年（1590）、豊臣軍北国勢の上杉景勝の軍勢が大挙してこの丘陵に陣を設営し雉岡城を窺ったところ、後北条方の雉岡城の城代であった横地左近忠春が恐れをなして鉢形城に逃れたという記録や伝承もあなづける。

近世の吉田林

近世の「吉田林村」は、中世末以来の土豪的農民と推定される「山口庄右衛門」が、慶長14年に155石余の新田開発を行い新百姓20人を取立てたことが知られているが、この開発は、その水田の開田面積等から「藤池」・「女池」・「松池」の三つの溜池の設置を前提とするものと推定することができる。したがって、「吉田林村」は、灌漑系統において、「九郷用水」灌漑区域と、これらの溜池灌漑区域という、それぞれに固有の歴史性を帯びた二つの水利系統をもっていることにも注目しておくべきであろう。なお、現在、生野山丘陵周辺の吉田林地区は、国道462号線と国道254号線が交差しており、近年急速に開発が進行している区域に相当している。（鈴木徳雄）

第Ⅲ章 発掘調査の概要

1. 調査遺跡の概要

吉田林割山遺跡は、本庄市児玉町のほぼ中央に近く位置する生野山丘陵の北東側斜面地に確認された小規模な集落である。遺跡をのせる生野山丘陵は児玉地域内の他の丘陵とはその成り立ちが異なる丘陵で、本庄市の中においては当丘陵より北部に位置する大久保山丘陵とは同一時期の第三紀から残る残丘であり、周囲を沖積平野に取り囲まれ丘陵の裾が埋められてしまった為この平地からの標高は一見して低く見える。この生野山の丘陵上は古墳時代において墓域として利用されており、古墳時代中期以降の円墳や前方後円墳を中心に数多くの円墳が丘陵の頂部から南斜面にかけて数多く分布している。丘陵の裾野においては本遺跡の他にも丘陵の西側に阿知越遺跡（鈴木1983・1984）の存在が確認され、また御林下遺跡（駒宮1977・利根川1998）が発掘調査されている。

遺跡の概要

本遺跡は、標高75mから85mの生野山丘陵の西側斜面に位置しており、遺構の分布は概して稀薄である。本遺跡から検出された遺構は、竪穴住居跡5軒であり、古墳時代前期の住居跡が1軒、平安時代の住居跡が4軒である。これらの住居跡は、斜面地に設営された遺構の常として傾斜による土砂の流出で斜面の下部に当たる部分は失われており、特に掘り方が比較的浅く作られる傾向にある平安時代に該当する住居跡はその作用を深刻に受けている。検出された遺構の特色としては、他の遺跡と比較しては珍しく住居のみが確認されており、他の性格の遺構は見つかってはいないことと、住居の覆土中や調査区の中で遺構の時期とは異なる縄紋時代の石器だけが検出されていることが目につく。

2. 検出遺構の概要

第1号住居址〔第5図・図版1-3〕

本住居址は、調査区全長の南側から約三分の一の距離に位置しており斜面の下部に当たる西側を喪失している。規模は長径が4m30cm、残存する短径が2m10cmで形状は長方形を呈するものと思われ、確認された壁の高さは最大で13cmを測り壁溝は確認されていない。住居全体の半分弱が残存していると思われる他に遺物の含有量は少なく全体の確認もできないが、カマドの形状や遺物の質などからこの住居の建設時期は平安時代に属するものと考えられる。本住居の主軸は南南西を取るものと思われ、該期の時期には珍しく南壁にカマドが設営されておりカマドの焚き口の付近にピットが1本検出されている。

1号住居址カマド〔第5図・図版2-1〕

本カマドは、住居南壁の中央よりやや東に寄った位置に壁に対して約15度東に傾いた形で設営されており、その主軸は南を向いていて北風の厳しい当地では合理的な配置と思われる。規模は全長1m、燃焼部は50cmで幅は最大40cmであり、深さは燃焼部で11cmで最深部で20cmを測る。形状は袖部の無い新しい時期に属する構造を示しており、燃焼部の壁は焼結しておらず覆土中には焼土や炭化物の痕跡があまり多くなく、長期の使用に供されたとは考えられない。

2号住居址〔第7図・図版2-2〕

本住居址は、調査区のほぼ中央に検出され西側を土砂の流出により、及び北側を3号住居址の建設により失っていて推定で全体の三分の一弱が残存していると思われる。規模は

残存値で長径で3 m40cm、短径で2 m20cmが確認された壁長であり、確認された壁の高さは最大で17cmを測り壁溝は確認されていない。形状はあくまでも推定の範疇ではあるが長方形を呈するものと考えており、主軸は推定で北北東を向いているものと思われ床面や壁には住居に付属する遺構は検出されておらず全貌の掴みにくい遺構であるが、少量ではあるが含まれた遺物等から平安時代に属する時期のものと判断される。

3号住居址〔第7図・図版2-3〕

本住居址は、調査区のほぼ中央に検出され西側を土砂の流出により失っていて全体の半分強が残存していると思われる。規模は長径で4 m90cm、残存する短径が2 m70cmで形状は長方形を呈するものと考えられ、確認された壁の高さは最大で18cmを測り壁溝は確認されていない。主軸は北北東を取り北壁にカマドの構築が確認されているが、床面上には他の付属する構築物の痕跡は見当たらない。覆土中から少量の遺物が検出されており、遺構やカマドの形状等を考え合わせると本住居の建設時期は平安時代に属するものと判断することが妥当であると考えられる。

3号住居址カマド〔第7図・図版3-1〕

本カマドは、住居の北壁のほぼ中央に設営されていると推定され、規模は全長が1 m10 cm、幅は48cmであり深さは最大で20cmを測る。主軸は北北東を向き住居と同一であり、燃烧部には段が付いており焚き口部分がピットの様にへこんでいてそこに煙道が付いているような構造である。この様な形状はあまり見られないが、袖となる構造物は見当たらず煙道も住居の壁より長く外に出ている所から新しい時期に属するものと考えられる。壁に焼結の痕跡はなく覆土中にも焼土や炭化物の量は少なく、長期間使用されていたとは考えにくい。

4号住居址〔第10図・図版3-2〕

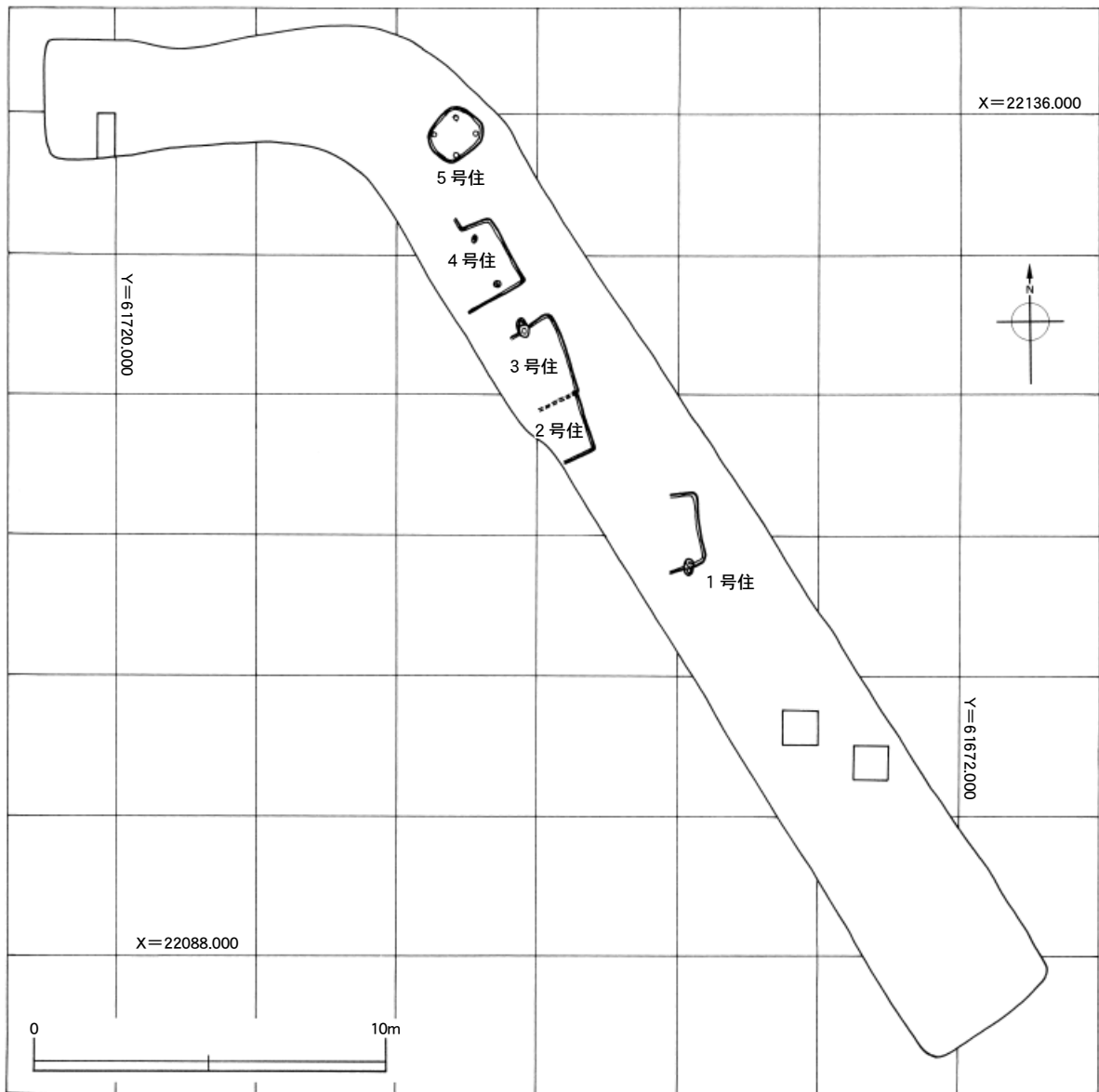
本住居址は、調査区全長の西側から約三分の一の距離に位置し、西側を土砂の流出により失っており全体の半分強が残存する。規模は長径が4 m30cm、残存する短径が4 mで形状は正方形に近いものと考えられ、残された壁の高さは最大で16cmを測り壁溝は確認されていない。主軸は北東を向くと思われ、カマドの検出はなかったが床面上に柱穴と思われるピットが2本確認されている。本住居址は遺物の検出が無く、縄紋期の石鏃が1点検出されただけであり、遺構の形状も遺構の残存状況も良好とはいえず、時期の特定には至っていないが、覆土の状態や残された遺構の形状等から、おそらく平安時代を中心とする時期の所産であろうと考えられる。

5号住居址〔第11図・図版3-3〕

本住居址は、調査区全長の西側から約四分の一の距離に位置し、調査区内の屈曲点に一番近いところに位置している。深く掘られていることもあって全体の形状が残っており、主軸は北東を向くと思われ規模は長径が3 m25cm、短径が2 m75cmの楕円形を呈しており、壁の高さは最大で52cmを測り壁溝の類は確認されていない。本住居の床面は、植物根の攪乱でも受けたためか約三分の一ほどが消失しており底面より10cm程低く落ち込んでいて基盤層が露出している区域があるが、それでも柱穴と思われるピットが4本確認された他に、残された床の部分にその一部が失われているが直径30cm前後の焼土の範囲が検出され本住居跡の炉址と考えることができる。本址に伴う遺物は少なく、壺や高杯等が検出されており、それらの時期から本住居址は古墳時代前期に属するものと考えられる。

5号住居址炉址〔第11図〕

本炉址は住居床面のほぼ中央に検出され、北側が床面の崩壊によって一部が失われているが東西30cm、南北20cmの範囲で焼土の面が確認されている。本址の形状は、残された部分から想定する限り円形を呈するものと思われ、全体の四分の一弱が失われている。残された焼土面には付属の構造や遺物等は検出されず、消失した床の断面を観察したところ焼結した表面より1cm前後の深さに焼結が認められ、ある程度の期間は継続して使用されたことが窺える。
(尾内俊彦)



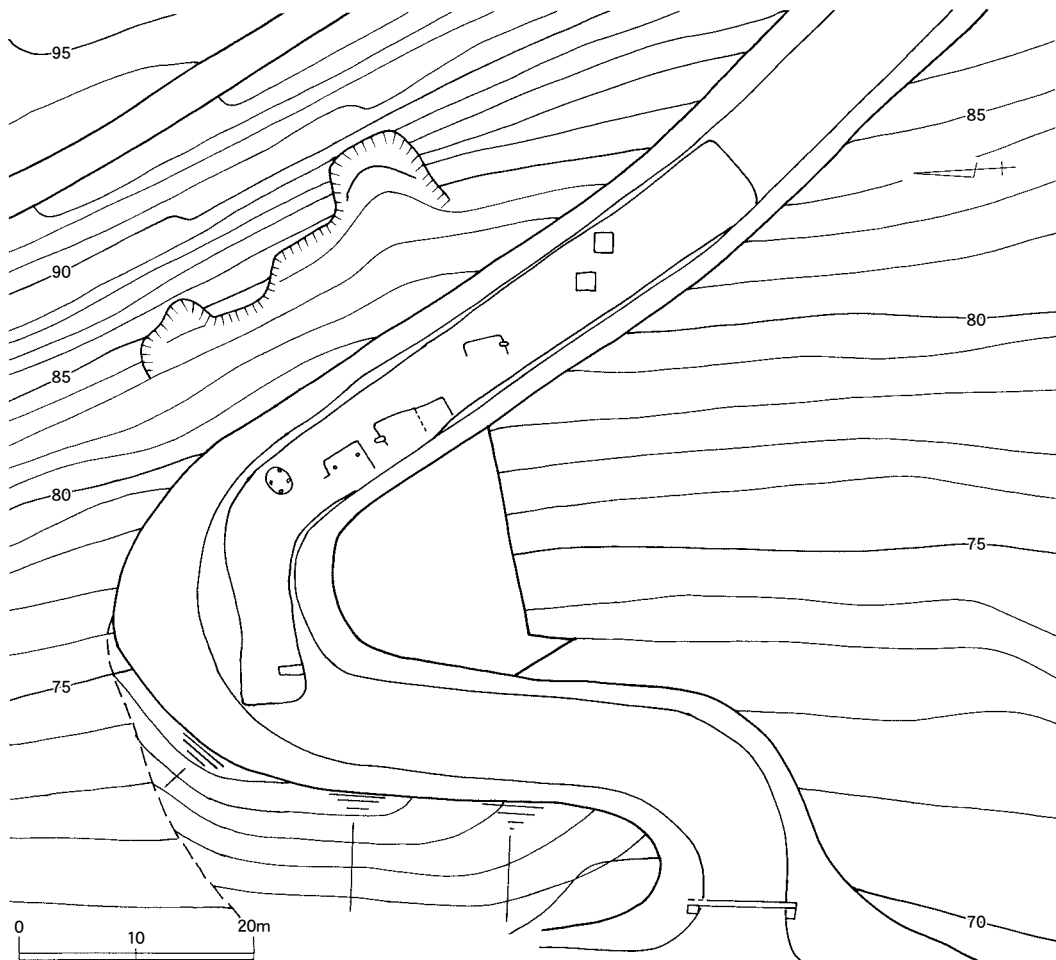
第3図 吉田林割山遺跡の調査区全測

3. 出土遺物の概要

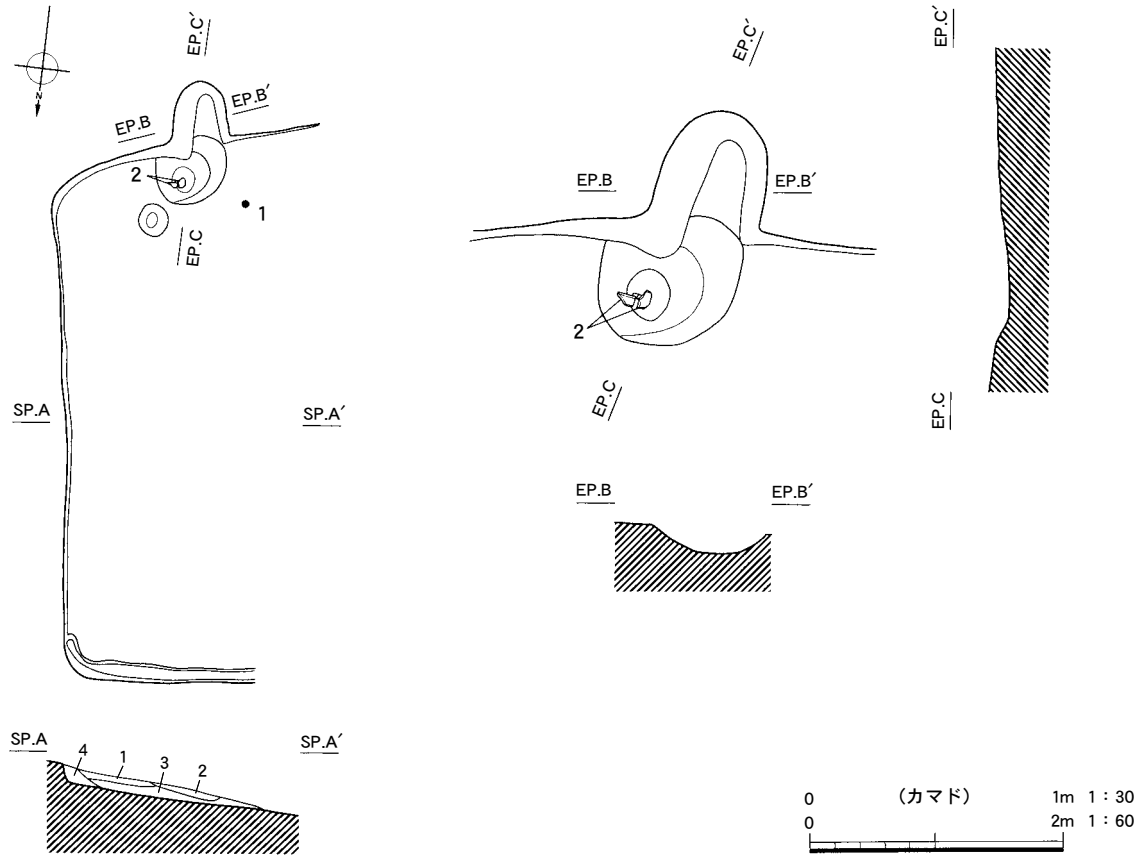
吉田林割山遺跡から出土した遺物は、一般のこの地域の平地部の遺跡から検出される遺物の出土量と比較して極端に少なく、古墳時代前期の土師器および平安時代の土師器や須恵器系土器および縄紋時代の石鎌や石斧等の石器類が少数検出されたのみである。

遺物の概要

第1号住居址からは、須恵器系の坏〔第6図〕2点が検出されている。また、第3号住居址からは、土師器甕および須恵器系の坏が検出されている〔第8図〕。これらは、平安時代でも10世紀代に相当する遺物と考えられるものであり、これらの遺構の時期を示すものであろう。第2号住居址、第4号住居址からは、住居跡の時期を示す積極的な遺物は検出されなかった。なお、〔第9図〕は、第4号住居址出土の黒曜石製の先端が欠損した無茎の石鎌である。第5号住居址から出土した土器は、弥生時代後期からの系譜を引く部分のあると思われる古式土師器であり、口縁部に輪積み痕を残す壺や高杯等が出土している。なお、本址から検出された石鎌は、茎部の両端が広がる所謂「アメリカ式石鎌」である〔第12図〕。なお、遺構外からは、折り返し状口縁をもつ古式土師器、土師器甕および打製石斧、磨石等の石器類が検出されている〔第13図〕。(鈴木徳雄)



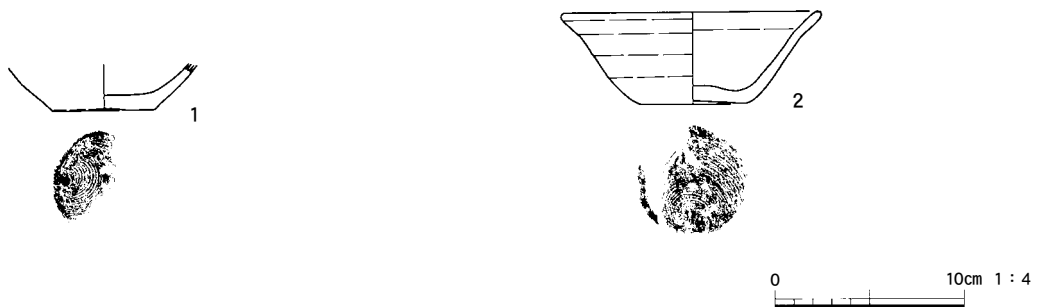
第4図 吉田林割山遺跡の発掘調査区域



第5図 第1号住居址およびカマド

第1号住居址土層説明

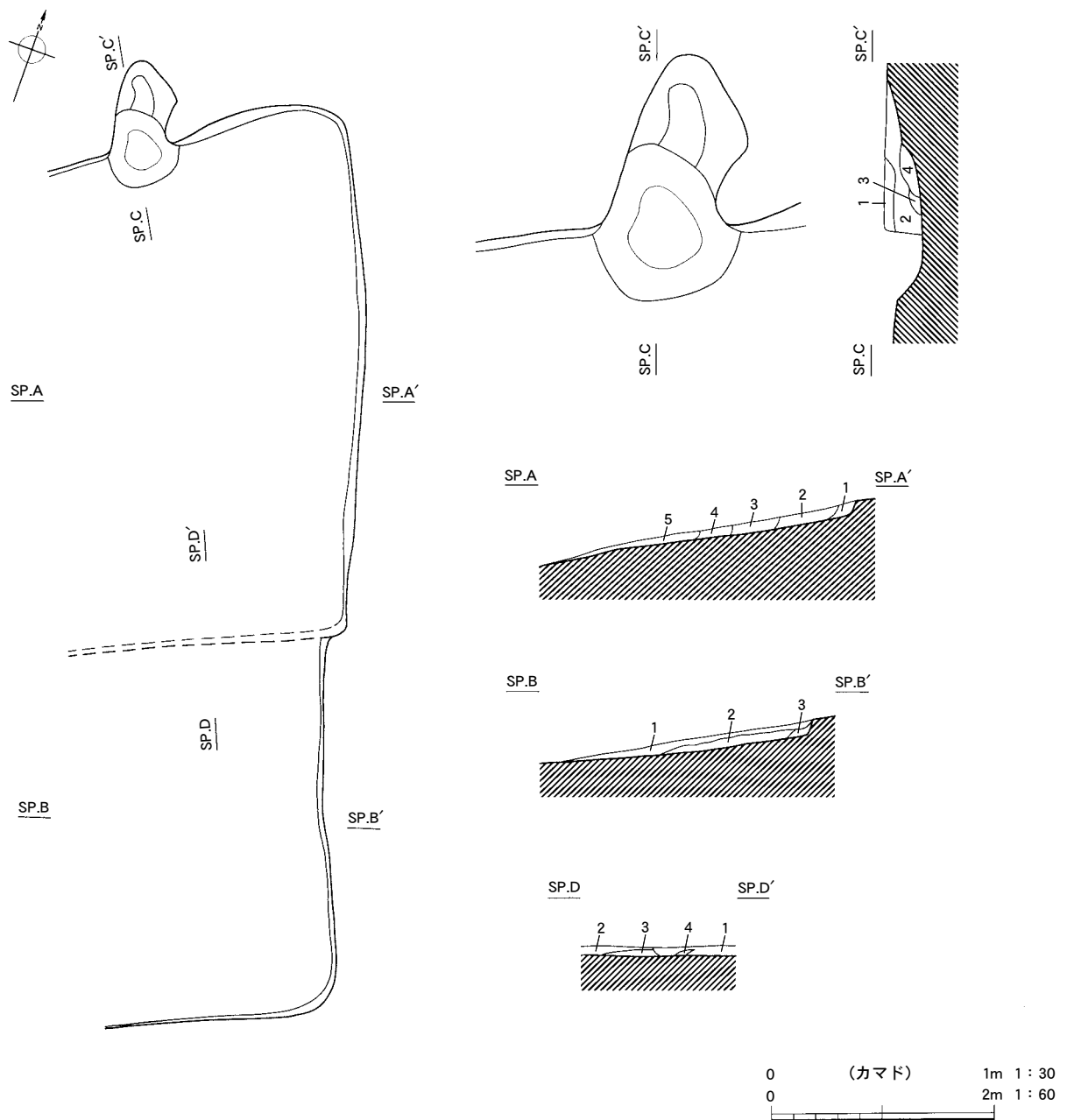
- 第1層 暗褐色土 ローム粒子・炭化物を多く含む。粘性ややあり。
- 第2層 暗茶褐色土 炭化物・焼土粒子を少量含む。
- 第3層 暗茶褐色土 炭化物・焼土粒子・ローム粒子を多く含む。
- 第4層 暗黄褐色土 ロームブロック・ローム粒子・焼土粒子を含む。粘性あり。



第6図 第1号住居址出土遺物

第1表 1号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	ロクロ土師器 杯	口径 底径 器高 (5.5)	外-体部摩滅のため調整不明瞭。底部回転糸切り無調整。内-体部～底部摩滅のため調整不明瞭。	①チャート・角閃石 ②外-にぶい褐 内-橙	体部～底 部1/4	No.9	
2	ロクロ土師器 杯	口径 底径 器高 (13.8) 5.6 4.9	外-ロクロ整形。底部回転糸切り無調整。内-摩滅のため不明瞭だがロクロ整形。	①チャート・角閃石 ②外-にぶい黄橙 内-にぶい黄褐	1/2	カマド No.1・2	二次焼成を受ける



第7図 第2・3号住居址およびカマド

第2号住居址土層説明

- 第1層 暗茶褐色土 ローム粒子・炭化物・焼土粒子を含む。しまり良い。
- 第2層 暗褐色土 炭化物・焼土粒子を含む。ローム粒子を含む。しまり良い。
- 第3層 暗黄褐色土 ローム粒子を多く含む。しまり良い。

第3号住居址土層説明

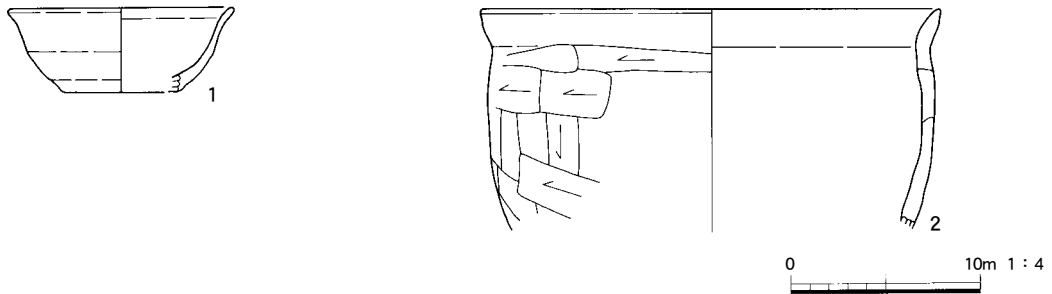
- 第1層 暗褐色土 ローム粒子を多く含む。粘性ややあり。
- 第2層 暗茶褐色土 炭化物をわずかに含む。ローム粒子多く含む。しまり良い。
- 第3層 暗黄褐色土 ロームブロック・ローム粒子を含む。しまり悪い。木の根の攪乱。
- 第4層 黒褐色土 焼土粒子・炭化物を多く含む。粘性ややあり。
- 第5層 暗茶褐色土 炭化物・焼土粒子含む。2層に比してしまり悪い。

第2・3号住居址土層説明

- 第1層 暗茶褐色土 3号住居址覆土。炭化物・焼土粒子をわずかに含む。
 第2層 暗褐色土 2号住居址覆土。白色粒子を3層よりも多く含む。しまり良い。
 第3層 暗褐色土 2号住居址覆土。粘性ややあり。
 第4層 暗黄褐色土 しまり悪い。木の根の攪乱。

第3号住居址カマド土層説明

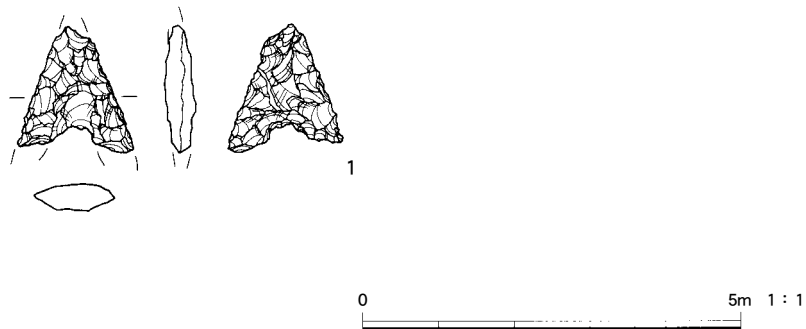
- 第1層 暗褐色土 焼土粒子を多く含む。炭化物を少量含む。
 第2層 暗茶褐色土 焼土粒子を含む。炭化物を少量含む。
 第3層 黒褐色土 炭化物・焼土粒子を多く含む。しまり悪い。
 第4層 暗黄茶褐色土 ロームブロックを含む。しまり良い。



第8図 第3号住居址出土遺物

第2表 3号住居跡出土遺物観察表

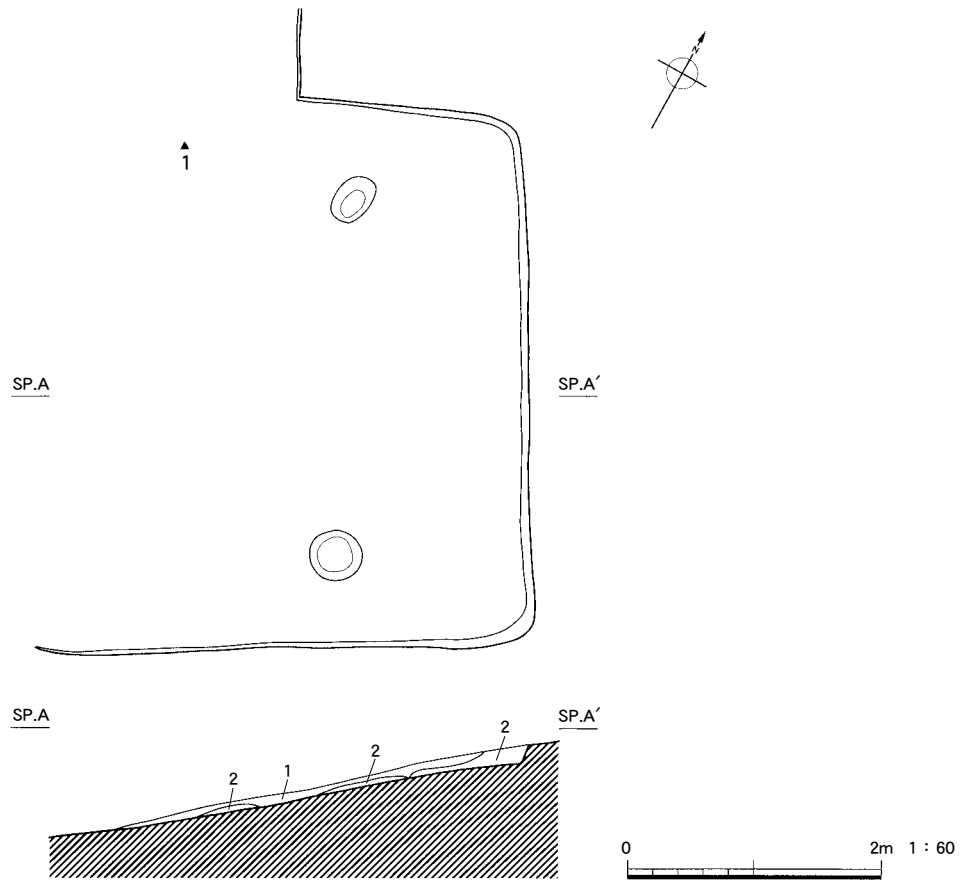
No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	ロクロ土師器 坏	口径 (12.0) 底径 (6.2) 器高 (4.5)	外-ロクロ整形。底部回転糸切りと思われるが残存部少ない。内-摩滅のため不明瞭だがロクロ整形。	①チャート・角閃石 ②内外-橙	口縁～体部片	3住	
2	土師器 甕	口径 (24.3) 底径 — 器高 —	外-口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内-摩滅のため調整不明瞭。	①チャート・細砂粒 ②外-橙 内-明赤褐	口縁～胴部上位片	3住	二次焼成を受ける



第9図 第4号住居址出土遺物

第3表 4号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量等	残存度	注記	備考
1	石鎌	長さ：[1.7cm] 幅：[1.6cm] 厚さ：0.4cm 重さ：[0.67g] 石材：黒曜石	一部欠損	No.1	凹基無茎

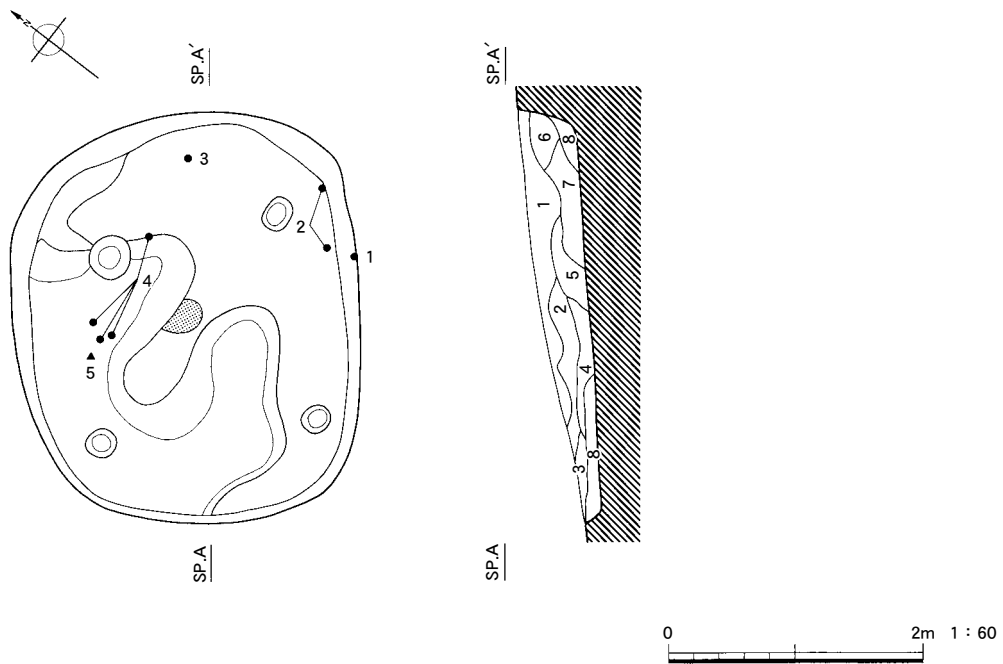


第10図 第4号住居址

第4号住居址土層説明

第1層 暗褐色土 焼土・炭化物粒子を少量含む。しまり悪い。

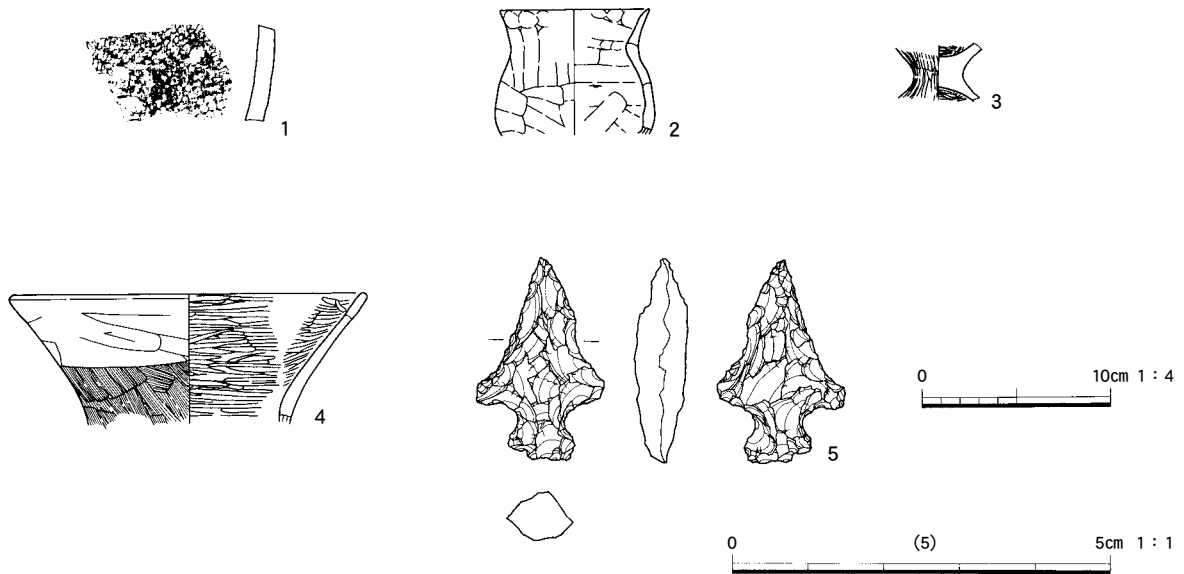
第2層 淡茶褐色土 焼土・炭化物粒子を含む。粘性ややあり。



第11図 第5号住居址

第5号住居址土層説明

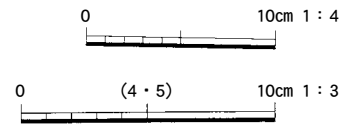
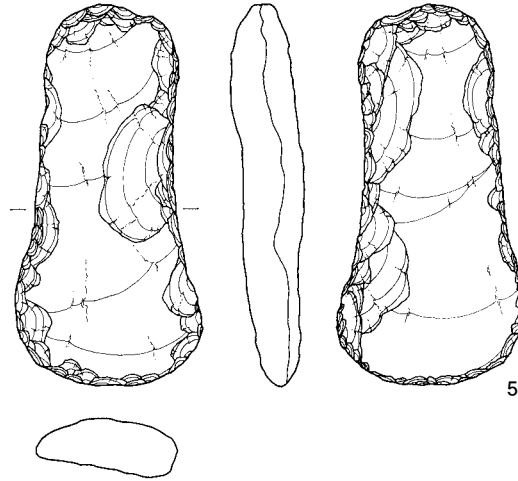
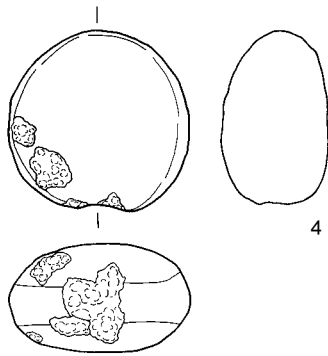
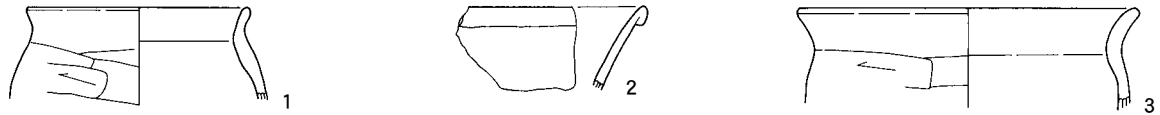
- 第1層 暗褐色土 ローム粒子・ローム崩壊土を若干含む。
- 第2層 黒褐色土 ローム崩壊ブロックを多く含む。しまり悪い。
- 第3層 淡黄褐色土 しまり悪く、さらさらしている。
- 第4層 淡黄褐色土 ソフトローム流入土。粘性ややあり。
- 第5層 淡黄褐色土 4層より暗い。しまり悪い。
- 第6層 暗褐色土 ローム崩壊ブロックが斑状に混在。しまり悪い。
- 第7層 黒色土 有機質土。ローム崩壊土が若干混じる。
- 第8層 淡黄褐色土 ローム崩壊土。炭化物を若干含む。



第12図 第5号住居址出土遺物

第4表 5号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	甕	口径 — 底径 — 器高 —	外—単節縄紋。内—ナデ。	①片岩・チャート ②内外—明赤褐	胴部片	No.1	
2	柑	口径 (7.9) 底径 — 器高 —	外—口縁部指頭圧痕・ナデ。胴部ヘラケズリ後ナデ。内—口縁部指頭圧痕・ナデ。胴部剥離のため不明瞭だがヘラナデ。	①チャート・赤褐色粒 ②内外—にぶい褐	口縁～胴部中位片	No.2・3	
3	高 杯	口径 — 底径 — 器高 —	外—縦位のミガキ。内—坏部ミガキ。脚部ミガキ。	①チャート・石英 ②外—明赤褐 内—明赤褐・黒褐	坏部と脚部の接合部	No.5	外面と内面坏部赤色塗彩。内面脚部黒色処理。
4	壺	口径 (19.0) 底径 — 器高 —	外—口縁部上位ヘラケズリ後に一部ナデ。口縁部下位木口状工具ナデ。内—口縁部横位ミガキ。	①チャート・黒色粒 ②内外—橙	口縁部 1/2	No.7・9・10・11	
5	石鏃	長さ：2.7cm 幅：1.7cm 厚さ：0.7cm 重さ：1.92g		石材：チャート	完形	No.12	有茎



第13図 吉田林割山遺跡遺構外出土遺物

第5表 グリッド・遺構外出土遺物観察表

No.	器種	法量(cm)	調整・施文手法の特徴	①胎土 ②色調	残存度	注記	備考
1	土師器 甕	口径 (11.0) 底径 — 器高 —	外-口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ。胴部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②外-にぶい黄褐 内-橙	口縁〜胴部上位片	表土	
2	壺	口径 — 底径 — 器高 —	外-口縁部上位ヨコナデ。口縁部下位摩滅のため調整不明瞭。内-口縁部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②外-にぶい黄橙 内-にぶい黄褐	口縁部片	表土	
3	土師器 甕	口径 (18.2) 底径 — 器高 —	外-口縁部ヨコナデ。胴部ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ。胴部ナデ。	①石英・角閃石 ②外-橙 内-明赤褐	口縁部片	表土	
4	磨石・敲石	長さ：7.1cm 幅：7.1cm 厚さ：4.3cm 重さ：196.47g		石材：安山岩	ほぼ完形	遺構外	全体的に摩耗。
5	石斧	長さ：15.0cm 幅：7.5cm 厚さ：2.4cm 重さ：314.98g		石材：安山岩	ほぼ完形	—	全体的に摩耗。

第Ⅳ章 古代児玉郡の共同用益地と用益権

－ 生野山丘陵の土地利用形態を中心とした覚書 －

はじめに

吉田林割山遺跡（以下、単に割山遺跡とする）の占地する生野山丘陵は、一般に生野山古墳群の所在することで知られている。割山遺跡は、このような生野山丘陵の西側の斜面に占地しているが、今回の調査区域ならびに試掘調査を実施した区域においても古墳は検出されておらず、これらの古墳は丘陵の南側や東側斜面に偏在する傾向が認められる。また、今回の調査区域より標高の高い区域においては遺構はおろか遺物等の検出も認められていないことは注意しておくべき点である。しかし、この生野山丘陵の西側には、児玉条里遺跡が展開し幾つかの集落遺跡が分布するなど、調査地点の周辺も古代の生活領域の中に取り込まれている区域であったと言ってよいであろう。

本章の視点

ときとして、集落遺跡と地形や環境が類似するような地点においても、遺構の存在や遺物の分布等の人為的な痕跡が認め難い一定の区域が存在することは、試掘調査を実施してしばしば経験する現象である。しかし、このような集落域や耕地域に近接しながらも遺構の稀薄な区域は、古代においても何らかの位置づけがなされていた区域であると考えべきであろう。ここでは、このようなかつての生活領域の中であって遺構等の検出されない区域について、居住地や耕地以外の用益地として位置づけられる可能性を検討する視点をもって分析することによって、集落景観を再検討するとともに、逆説的な占地論としての問題提起を試みるものである。

本章の課題

本章は、このような遺構や遺物の稀薄な区域を、生活領域内における積極的に開発されない区域として捉え、これらの土地を共同用益地（入会地）として捉え返すことで、陰画的な土地利用形態に考古学上の意味を見出そうとする試みである。このような児玉郡地域における共同用益地の問題については、山野の問題を中心に橋ノ入遺跡（鈴木1985）の報文中で、また丘陵部の用益形態については塚本山古墳群（鈴木2002）の報文中等において、また金屋地区の丘陵部の土地利用の問題については高柳原遺跡（鈴木2005）の報文中ですでに言及したところである。ここでは、生野山丘陵の土地利用を中心に、このような土地を共同用益地の問題にひきつけて捉え、併せて古墳時代後期を中心とする社会的な関係の理論的な問題についての若干の問題提起を試みるものである。

1. 土地利用の変化と日常的用益地

a. 割山遺跡と周辺の遺跡

割山遺跡からは、古墳時代前期と平安時代の住居跡がそれぞれ検出されている（註1）。しかし、本遺跡からは、住居跡が検出されているとはいえ、検出された遺構や遺物の検出密度は極めて稀薄であり、小規模な集落が営まれた短い期間を除くと、長期にわたって明確な遺構や遺物が残されていない期間が存在している。言い換えると、それぞれの時期の集落が長期の居住にかかる遺跡であると考え難く、長期にわたって遺構の形成されない土地であったと考えることができる。このような土地利用形態は、調査区域が丘陵上の標高約74mから85mの西側緩斜面上の一定の位置に存在しており、西向きの斜面であるという地形的な条件に関わる部分もあろうが、ときとして北や西向きの斜面地におい

ても大規模な集落を構える遺跡も認めることができることに注意しておく必要がある。

稠密に遺跡が分布する当該地域にあって条里形地割り施工区域は比較的集落遺跡の検出は稀であり、奈良時代以前においても水田耕作地であったことが推定される区域が展開している。また、この区域には、集落が設営されることに即した居住地による占地論としての分析がある。しかし、これと同時に集落遺跡の近傍に位置しながらも集落等に関わる遺構を伴う遺跡が形成されないことと理由もまた問われる必要がある。言い換えると、特定の土地に遺構が形成されるということとともに遺構が形成されないということもまた、優れて歴史的な問題であり、看過ごすことのできない問題であると捉えておく必要がある。

割山遺跡の周辺

吉田林地区の土地利用を中心とした歴史的な推移については、かつて概観したところである（鈴木2003）。割山遺跡の付近には、古代集落や耕地が広範に展開しているが、古墳時代後期以降の集落は生野山丘陵には少なく、吉田林地内には女池遺跡（恋河内2001・2004）、御林下遺跡（駒宮1977・利根川1998）、宮田遺跡（恋河内1996）があり、児玉条里遺跡堂ノ西地区においては溜井等の灌漑施設が検出されている。また、割山遺跡に隣接する阿知越遺跡（鈴木他1983・1984）は、生野山丘陵の裾部に占地し、周辺の試掘調査等においても標高の若干高い区域での遺構の検出は認められていない。したがって、一定の標高に集落域が帯状に展開していると推定することができる。阿知越遺跡は、御林下遺跡（駒宮1977・利根川1998）と同様の占地をもつ集落域の一端として捉えることもできるであろう（註2）。なお、割山遺跡と阿知越遺跡の間には緩やかな谷が入っており地形的にも区分されるが、平安時代の集落跡については、阿知越遺跡の後背に相当する斜面部が割山遺跡の区域に相当していると思えば、相互の関係を想起しておくべきかも知れない。

ともあれ、このように割山遺跡の付近には、集落遺跡が占拠しているが集落域としての利用が低調な区域がその近傍に存在していたことを示している。このような集落近傍の土地については、第一に畑地としての利用を想定する必要があるとはいえ、割山遺跡においては土層の観察等からは明瞭な畑地としての長期の利用状態を認めることはできない。集落近傍のこれらの土地は、何らかの形で人間生態系を構成する有用な土地として利用されていたことを想定しておく必要がある。

b. 日常的な用益地の様相

割山遺跡の占地する区域は、西向きの斜面地であり、冬季の季節風の影響を考えると居住域としての条件は必ずしも好適であるとはいえない。しかし、周辺の開発状況や生活域の推定から考えるならばこの区域も日常生活域の内部に含まれる区域と考えてよいであろう。おそらく、このような集落や耕地の近傍に位置しながら、集落遺跡や墓址の検出されない区域は、生活域の内部として日常的な用益にかかる区域の一角を構成していたものと捉えることができるが、この区域がどのように利用されていたのかについては改めて考えておく必要がある。大規模な集落が群在し古墳群が造営されるような地域において、耕地や集落域に近接する遺構の検出されることの稀な区域の近傍においては、もはや人為の及ばない天然林を想定することはできないであろう。

土地利用の形態

生野山丘陵においては、丘陵頂部に小規模な弥生後期の集落が検出されており、すでに見たように古墳時代後期には丘陵の南～東斜面を中心に生野山古墳群（菅谷他1973）が造営されている。また、下町・大久保古墳群のように生野山丘陵の南側の台地上にも古墳群

が広範に展開していたことは注目しておくべき点である。このような、古墳群域の選定には小山川からの石室石材の搬入にかかる利便性が一方で想定し得るとはいえ、女堀川流域（金鑽川・赤根川水系）では、古墳時代後期においては、この自然堤防上や低位の台地上を居住域とし、児玉町後張遺跡（増田他1983）や共和小学校校庭遺跡（恋河内1989・大熊2000）をはじめ、辻堂遺跡（恋河内1996）など低台地上や微高地上に占地する傾向が顕著である。また、後背湿地を中心にその開析された低地帯に水田を中心とする耕地が展開していたものと想定されるところから、これらに沿った丘陵部を中心に墓域が带状に展開し、扇状地全体が北東方向に延びる带状の地形に沿った土地利用形態を認めることができる。このような带状の土地利用形態の展開の中で、生野山丘陵の北西斜面には遺構の極めて稀薄な区域が丘陵斜面に沿って带状に展開していると推定されることに注意すべきである。

割山遺跡の位置

割山遺跡は、このような带状を呈するような土地利用形態の展開の中で、住居跡が営まれた短期間の時期のほかには、一部に縄紋時代の石器が検出されているに過ぎず、遺構の稀薄な区域に連なる土地であると捉えることができるであろう。この児玉条里遺跡を臨む地点に位置する割山遺跡を含む生野山丘陵の北西斜面の区域は、集落が営まれた短い期間を除いて、何らかの形で生活域に取り込まれたことを想起するならば、生活域に比較的近接する日常的な落葉や薪材の採取等の共同用益地として利用された土地であったことを想定することも、あながち無理な想定とは言えないであろう。日常的な生活の再生産には、ひとつ燃料の採取を考える上においても一定の面積の土地が必要であると考えられる。児玉郡の集落遺跡の稠密な分布から考えるならば、かなり広大な用益地が必要であると考えられるであろう（註3）。このような生活の痕跡が極めて稀薄な区域としての集落の共同用益地と考えることのできる土地は、平安時代の一時期においてしばしば開墾される傾向があり、丘陵や山地の土地利用と分割占取が局地的に進行していた様子を窺うことができることにも注意しておきたい。

近世の割山

ちなみに、遺跡の占地する本庄市児玉町吉田林字「割山」の区域は、近世「吉田林村」の入会地と考えられる区域であり、明治期にこの入会地が分割されたものと推定し得るが、この区域が村に接した丘陵裾部の狭長な区域であることにも注目しておくべきであろう。遺跡の付近は、児玉町入浅見等の幾つかの区域が丘陵内に狭長に入り組んでおり、近世の村の入会地の痕跡が地籍上に残されていると見做すことができる。

2. 鬼高期の共同用益地と用益権

a. 集落と土地の用益形態

この地域の古墳時代後期の遺跡の占地には、先に見たように河川と地形的な勾配に沿って自然堤防上を中心に集落域が、後背湿地を中心に水田域が、丘陵南斜面を中心に墓域としての古墳群が带状に展開しており、丘陵北や西斜面には遺構の検出されない遺跡の稀薄な区域がやはり带状に展開している状況が認められる。水田の開発等の歴史的な経緯を捉えるならば、この遺跡の稀薄な带状の区域は、伝統的に日常的な共同用益地として利用されていたと考えることによって、このような土地利用状態が最もよく理解しうるであろう。

弥生後期から古墳時代前期においては、後の古墳群が設営される区域にも集落が占地し、共同用益地も集落の周囲に付随していたものと推定される。塩谷下大塚遺跡で、検出された方形周溝墓等と周辺遺跡の位置を検討すると、丘陵部においては古墳時代前期の

方形周溝墓群と集落との一定の対応関係が認められるようである（鈴木他2000）。生野山丘陵においては方形周溝墓と集落との関連を把握するための良好な調査例に恵まれていないが、群在するとはいえ、後の群集墳と同様の占地をとる塚本山古墳群（増田他1977）や美里町羽黒山古墳群（長滝1991）のような例とともに、塩谷下大塚遺跡（恋河内1990）や神川町前組羽根倉遺跡（坂本他1986）のような集落の近傍に周溝墓のみが群在する例も認められ、従来より夙に指摘されているように集落域との隔絶性は稀薄である（註4）。つまり、集落あるいは集落複数による墓域の選定と、集落各々による用益地の選定という状況を看取することが可能であり、この時期においては日常的な集落の用益地の間に一定の空闲地が存在していたことを想定しえるであろう。

鬼高期の土地利用

古墳時代後期（鬼高式期）における集落域と墓域としての古墳群の占地区域の偏在は、先の共同用益地の相対的区分と併せて考えるならば、土地全体が無作為に自由な用益が行なわれたものと考えすることは難しく、土地利用における一定の規制のあったことを想起させるものである。つまり、古墳時代後期においては、前代とは集落相互の土地の用益形態に一定の変化があったことが予想しえるであろう。このことから各集落の周辺の有用性に基づく個別な土地利用の形態を想定しえる先の弥生時代や古墳時代前期とは別に、該期においては各集落が相対的に自立しながらも相互に関係をもった土地の用益形態への変化を推定することができる。つまり、古墳時代後期における遺跡占地の偏在傾向は、集落域と墓域と耕作地あるいはその他の用益地が、ある種の規制をもって区分され選定された結果に生じた姿であると考えることができるであろう。

古墳群を造営する墓域に接して、遺構の検出の稀な日常的な共同用益地が存在することは、古墳群域もある種の共同用益地が分割された土地という側面のあることを窺わせるものである。いわゆる「計画村落」とは、集落域を選定し住居を新規に設営するばかりではなく、耕地やその他の用益地と関連をもつ、土地総体の利用形態にある種の計画的な規制が存在していたことを想起させるものである。また、既に指摘したところであるが広木大町古墳群（註5）の設営にあたって古墳群域に位置していた小規模な集落が移動している事実は、集落の占地もまた集落の居住者によって自由に決定されたものでないことを端的に示している（鈴木1985）。

鬼高期の開発

このように考えるならば、古墳時代後期（鬼高式期）の集落の丘陵部への拡散現象に見られる開発は、必ずしもその小規模な集落単位で経営を自立的に行ったことを示すものとはいえない。この進出した丘陵部については付近に前代の集落跡が随伴することも多く、この新しい集落域は少なくともある種の共同用益地の一角を構成していたことを想起してしかるべきであろう。言い換えるならば、集落の占地する土地自身が、すでに小集団による所有が克ち取られたことを意味するものであるとすることはできず、また未開墾の山林原野になんらの所有権が設定されていないものとも考えることも難しい。つまり、小規模な集落が丘陵部に進出する背景には、なんらかの形において広義の共同用益地が分割され、小集団が占地することが社会的に認知される必要があったものと考えておくべきであろう。したがって、日常的経営単位の規模の如何に関わらず、自立的な集団をこのような小規模な集落を構成する住居跡のそれぞれに見ることは困難であるといつてよい。

b. 共同用益地の先駆形態

古墳時代後期（鬼高式期）における集落の丘陵部進出の背景には、沖積地を中心とする水田の開墾がすでに極相に達していたと推定しえる状況であることと無関係ではないであろう。他方では、一部の鉄製農具、鉄製武器のみが残存し検出されるような状況であるとはいえ、古墳の副葬品に認められるような鉄製品の普及は、当然第一次的な労働用具である農具の普及をも伴っていたことを容易に推定させると同時に、古墳造営主体が慣習に則ることによって処分できる状況であったことを想起させるものである。丘陵部の積極的な開墾の背景には、このような鉄製利器の普及が存在していたものと考えてよい。このような場合は、直接の開墾の労働力は、小規模な集落に認められるような集団によって維持されていることを推定させるものである。しかし、開墾に関わる剰余労働力を単純にこのような小集団の自立的な蓄積に求められるのかという点についてはいまだ問題の残る部分であろうが、集落を構成する小集団の自立への方向性を無視する訳には行かないであろう。

畑地の地位

耕地の安定は、日常的な大規模な協業労働を必要とせず、共同性を弛緩させる方向を内包していると考えてよい。おそらく、このような日常的経営単位を政治的に再編成するところに、在地における首長層による政治体制の展開過程を読み取るべきであろう。鬼高式に出現する土師器大形鉢は、調理の多様な形態に対応したものであり、土師器大形甕等とともに畑作物を含む多様な調理対象物に相応した器種組成であると考えられることができる（鈴木1993）。このような土師器の器種の安定と普及に認められるような、畑作物の消費の個別的な安定の状況は、畑地からの生産物の消費について小集団の一定の自立を示すものとして評価すべきであろう。

宅地の割当

宅地の所有と土地の個別的な用益について考える上では、集落の移動について考えておく必要がある。この時期の集落がしばしば移動することは、宅地が必ずしもその居住者の直接の所有にかかるものではないことを端的に示しているといえるが、移動後も反復的に居住する場合や、近接地への集落全体の移動は、やはり一定の土地の割当を各竪穴住居のそれぞれに認めるべきであろう。このような一定の区域に特定の住居が累積する状況は、既に縄紋時代にも認めることができることから、このような土地の割当が土地所有の問題と一致していないことは明白である。ときとして集落内においても特定住居が特定の区域を占取しているような状況を認めることができるが、所有主体を直ちにこの住居単位におくことはできないのである。

移住と土器の供給

このことはまた、該期における土器の住居内の出土状態もひとつの参考になるであろう。日常の食器類が個別的に所有されていた場合は、移動に伴って搬出される場合が多いと推定されるが、しばしば使用時の状態を窺わせるような状態で土器が出土することは夙に知られている現象である。このような土器の取り扱い、所有と占有の違いを行為の準位で表現したものと推定させるものであるとよい。これは土器の供給と消費の循環が、意識的に行われる部分のあることを示しており、移住に伴ってなんらかの形で土器が供給されることを示唆している。ともあれ、このような日常的な食器等の取り扱いに至るまで、単純に竪穴住居の居住者が自由に処分できるのではなく、処分の方式についても一定の社会的な慣習が横たわっていることに注目しなければならない（註6）。

どのような「共同体」においても、日常生活を共同体的規模でそのまま営むことは極めて稀であろう。また、消費の単位は、生活に関わる道具の機能によって逆に規定される部

分があると考えてよい。また何よりも消費の単位は、日常的な居住集団にかかる問題であり、直接に「共同体」規模で行われることは考えられず、自然的な基礎を有する個人があくまで最小単位であり、さらに居住単位としての「世帯」に規定されるのわけである。この消費の最小単位の分析も重要な視点であるが、日常規模の消費の単位の分析を、直接的に「共同体」や所有の問題に移行させることのできないことは自明のことであろう。

3. 古代の土地利用と用益形態の変化

a. 共同用益地の分割

古墳時代後期（鬼高式期）においては、畑地や宅地に関わる伝統的共同用益地の分割の他に、共同用益地の分割の特殊な例として、古墳群にかかる墓域の設定に注目しておく必要がある。例えば、長沖古墳群や塚本山古墳群では、古墳造営が一定の空閑地を挟んで線状を呈するような連鎖を示し、相互に隣接する古墳相互が緊密な関連を示している様子を窺うことができる。また、古墳群の相互を比較すると古墳の築造法や材の選定に違いが認められ、あるいは古墳群内においても一部に差異が認められるなど造墓工人の確保にも古墳群相互で幾分異なった関係を有していると考えられる（註7）。したがって、古墳群を共有する場合においても、単一の社会的集団によって占められていたと考えることは難しく、複数の社会的な集団によって構成されていると考えてよいであろう。

古墳群の土地

しかも古墳群の単位においては古墳のそれぞれに規模の大小や墳形の違いは認めるとはいえ、傑出した古墳の存在が見出しにくく、単純に所謂「在地首長」の存在を認めることは困難である。古墳造営に関わる土地の分割は、より上位の権威によって日常的な経営単位が伝統的な単位に再編成された姿であることが想定される。つまり古墳群は、共同的土地としての古墳群域の内部に半永久的に古墳造営に関わる土地として排他的に占取するという所謂「農業共同体」的な論理を内包するものであるとはいえ、古墳群の設営においては優れて政治的な過程を伴っているということを忘れてはならないであろう。つまり、空閑地や共同用益地についての在地的な権威を背景とする分割と「割当」を想起する必要があるからである。これは経営主体による動産の蓄積を梃子に行われた平安期に顕著となる共同用益地の分割占取とは異なった論理によるものであり、より源初的な土地の分割の形態であると考えられるであろう。

共同用益地の分割

このように児玉地域の古墳群は、古墳造営区域の設定の当初より、一定の面積がひとつの古墳の系列に占取されている状態を想定することができる。このことが示すように、古墳時代後期には伝統的な共同用益地の一画を分割し、各々の造営主体に割り当てる方式が定形化している状況を読み取ることができる。これは、他の伝統的な耕地である水田とは別の論理を前提とするものであることが、集落の占拠が水田付近に設定されるのではなく、丘陵部進出の指向性を有していることから容易に推定されよう。このように小規模集落の丘陵部進出の傾向は、単に開墾と小規模な経営主体の自立を示すものではなく、これとは別におそらく宗教的過程を伴った伝統的な共同用益地の分割と割当を前提していると推定することができる。つまり、ここにおいても所有の主体は、共同体の転倒した表現であるところの共同所有から転化した首長層の所有という緩やかな所有形態を撃ち破った形態としての小経営の成立ではなく、個別経営に傾斜しつつも共同体からの自立性の乏しい母斑を残すものであったものと評価すべきであろう。

b. 共同用益地と用益形態の変化

ここで、集落相互のもつ社会的関係と土地の用益形態の変化を概念的に捉え返してみよう。集落と様々な用益地との関係は、集落の周囲が直接用益地である場合、用益地自体が自然の再生産に委ねられている土地と耕地とに分化すると、集落の周囲に耕作地を保有しその周囲にその他の用益地が位置するようになる。このような集落相互に距離があり集落によってその周囲が個別的に用益されている場合、基本的には同心円的な形態をとり特定の物産のみをその外部から個別的に用益する形態をとるのであろう。集落の用益地は、集落間の開墾が極相に達するまでは、個々の集落で個別的な用益が行なわれたとしても隣接集落との緊張関係は稀薄であると見做してよい。この地域の集落遺跡の分布状態から考えるならば弥生～古墳時代前期における集落の用益地については、このような状態であったことが想起しえるであろう。しかし、土地の用益状態が極相に達すると、日常的用益にかかる燃料としての薪材の採取やその他の用益地に一定の排他的用益権が発生すると考えてよい。このような状態へと移行した時期が、遺跡の分布状態等からここで検討した古墳時代後期に相当すると想定することができる。

共同用益地の形成 集落相互に一定の距離の介在する共同用益地が即自的な状態にある場合においてはその共同性は不鮮明であろうが、他集団との接触による利害の対立が生じると用益権に関わる共同性が顕在化すると考えることができる。このような用益地は、根源的には「共同体」の管理であろうが首長層の出現により首長の管理に転化し、これらの土地の新たな用益についての一定の制限が生じると考えてよい。古墳時代の前半期は首長を介しての慣習に基づく利用状態であったと考えることができるが、鬼高式期においては、集落が丘陵部に進出することや集落の突然の出現や消失に一定の土地の割当を想起し得るところから、共同用益地もまた分割が進行したことが推定される。この土地利用の制限は、共同体規制の転化した表現であるが、分割して用益するためには首長による配分を受ける必要が生じる。遺跡の占地は、必ずしも良好な生活環境の選定による牧歌的なものではなく、また「計画村落」と表裏を成す計画的な共同用益地の出現を前提とする部分を認めるべきであろう。

共同用益地の再編 おそらく鬼高式期に先駆的な形態としての用益地の分割が進行し、個別的な集落による用益形態からの変化を想定すべきであり、集落が台地平坦面に進出し大規模集落の出現する白鳳期（真間式期前半）以降においては、従来の共同用益地は再編成され、新しい集落域とともに共同用益地や畑地が出現するのであろう。奈良時代以降には開墾された古「九郷用水」とともに大規模な条里形地割に基づく水田の施工によって土地利用形態に規格化が進行することから従来の共同用益地もまた再編成されたことが想起される（註8）。

ま と め

割山遺跡においては、古墳時代前期と平安時代の集落が営まれているが、古墳時代前期は、後張遺跡群をはじめとする低地域の集落とともに、谷戸に臨む台地や丘陵上という弥生時代後期以来の伝統的な占地をもった集落が認められる。おそらく、後者は谷筋の自然湧水の管理による谷水田中心の経営に沿った占地形態であろう。古墳時代後期における土地の用益形態は、生野山丘陵においても古墳群としての区域と割山遺跡のように古墳や集落が営まれない区域があり、不定方向に任意に開墾されるような用益形態でなく、古墳群域や集落域に一定の占地傾向が認められ、土地の利用形態に一定の規制が働いていたこと

を想起させるものである。このような墓域と集落域の対応から考えるならば、この時期には集落の日常的な再生産を支える共同用益地が形成されていたと考えてよい。また、白鳳期以降、集落域が本庄台地面の広い平坦地に営まれるようになるが、このような“計画的集落”に対応するように共同用益地もまた計画的に再編成されたことが想起される。平安時代は、このような集落が崩壊し、従来集落の営まれなかった地点に集落が進出する。割山遺跡にこの時期の集落が営まれている理由は、入会地的な土地としての共同用益地の存在形態に揺らぎが生じていたためであると考えられることができる。

土地利用の継承性 近世においては、生野山丘陵の大半が各村落の入会地的な土地であった。村落ごとの共同用益地として生野山の用益権が分割され地名の起りとなった「割山」となり、近代においては丘陵の稜線と高さに沿った狭長な土地割が出現している。これが今日の、字の境界が東西に延びた地割形態をとる基礎になったものであろう。水田については灌漑排水系統と一体の変更の困難な土地であることについてかつて触れたところである。畑地や集落域については、土地利用の継承性をもっているとはいえ、断絶もまた認めることができる。丘陵部や山地域については土地用益の緩衝帯としての地位を帯びているが、共同用益地についても土地利用形態の一定の継承性をもっていることに注目しておくべきであろう。

地域研究の視点 かつて「共同体」の研究が盛んに行なわれた時期があった。しかし、この時期の研究は、具体的にどの単位での共同性を持った社会的単位であるのかの分析が充分ではなく、理論的要請という側面が強かったことは注意しておくべき点である。このような、共同性が見えない「共同体」の研究は、今日的には地域研究の中で風化し省みられない傾向があるが、地域社会の変化を論じ「地域」の形成について考える場合、避けて通れぬ問題であることもまた事実であろう。このような社会的な共同性の分析は、すでに既刊の報文中で児玉郡地域を中心とする水利権、祭祀権、土地の用益権等にかかる共同性について触れてきたところであるが、ここではとくに集落と共同用益地の問題について、集落の近傍に位置しながら遺構の検出されない時期の土地を“ネガティブな遺跡”として捉え返すことによって接近を試みた（註9）。集落の占地や地域社会の変化を考える上では、このような共同用益地の土地利用の推移を確認する必要があり、ある土地に突如として遺構が出現し、また消失する過程は優れて歴史的な過程であるといつてよいであろう。

今後の課題 発掘調査が日常化し遺構や遺物等の資料が増加する一方で、地域における遺跡の地位が鮮明になって行かない状況は、人為層や少量の遺物が確認されながらも「遺跡」として認識されず、考古学的な調査を実施しないという問題構制そのものに、歴史的な過程を総体的に評価する人間生態系への視点が欠落しているためであろう。本章で見たような共同用益地と推定される区域の調査は、今後さらに花粉分析や土壌等の分析を加えて意識的に展開しなければならないが、今日の埋蔵文化財行政一般の常識として、遺構の検出されない区域の調査は実施されないことが普通である。しかし、本遺跡のように比較的短期間の遺構が形成された遺跡においても、土地に明瞭な痕跡の残る形態で積極的な土地利用が行われた時期とともに、遺構等の形成されない時期について積極的な評価を行うことは可能であり、今後はこの方面の検討を推進する必要があるものと思われる。（鈴木徳雄）

註

- (1) 本章を記すにあたり、直接現地で発掘調査に従事した小宮山克己氏（現上尾市教育委員会）のご教示とご協力に感謝したい。なお、本章は、発掘調査の直後に記した所見をもとにそれらを理論的に整備するために概念的に整理した覚書を基礎とするものである。本章は、その後の成果を加えて大幅に改稿したものであるが、やはり起稿当時の古い問題構制が随所に残される結果となった。また、理論的な覚書を意図して起草した部分があるところから古典的な生硬な表現も多く、大方の理解を妨げる部分があろうかと危惧するところである。これらの問題についてのその後の展開については、この草稿を参照しながら起草した幾つかの報文中（鈴木2002・2005他）で触れるところがあるので、併せて参照されることを望みたい。本章の副題に「覚書」を付した所以である。
- (2) 御林下遺跡は、生野山丘陵の一支丘である「山王山」に占地する遺跡であり、丘陵頂部の造成地（旧城西大学グランド敷地）内では検出されているが、地形的な区分においては阿知越遺跡とは異なった遺跡として捉えるべきものである。
- (3) 近世における一世帯に必要な炊飯・調理や暖房に用いる薪の採集に必要な面積は、最低でも数アールの林地が必要とされている。このような例を参考にすれば、集落遺跡にかかる共同用益地は、かなり広大な区域が想定されなければならないであろう。したがって、集落を設営するためには集落にかかる土地とこれに付随する耕作地のほかに一定の共同用益にかかる山野が必要であったことは忘れてはならない点である。
- (4) 美里町所在の羽黒山古墳群内4号墳のように明らかな周溝墓が古墳群の中に位置を占めており、また他と卓越している8号墳もまた周溝墓である可能性が高いという。このような周溝墓の被葬者と、古墳の被葬者にどのような関連があったか明らかではないとはいえ、相互に切り合わず古墳群内に一定の位置を占めていることはこれらの土地の占取を捉える上で注目しておくべき点であろう。なお、羽黒山古墳群等については、長滝歳康氏に適切なお教示を得た。
- (5) 広木大町古墳群については、圃場整備事業に伴う菅谷浩之氏らによる調査や、小淵良樹氏らによる調査（小淵他1980）のほか、古墳群の東側については後山王遺跡として数次にわたる調査が実施されている（長滝1992）。広木大町古墳群あるいは後山王遺跡については、長滝歳康氏の懇切な御教示を得た。
- (6) これが仮に、例えば宗教的な過程を伴い、具体的には死者の発生と共に住居が廃絶され土器が遺棄されるような状況であった場合においても、このような過程を裏付ける土器の生産と供給の過程を伴うものでなくてはならず、このような過程においても観念的な過程のみで解釈すべきではなかろう。あるいは、土器の遺棄については「土地神」を媒介とする首長的な所有によって、その使用者は占有権を放棄するような古い形態の残存を想起すべきかも知れない。
- (7) 児玉郡を中心とした古墳群相互の石室用材の差異については、別稿（鈴木2007）で概観したところがあるので参照されたい。
- (8) その後、在地首長層の権能の後退によって共同用益地は、動産の所有を梃子に個別的に開墾され古い政治的に編成された社会的な関係は解体していく。このような過程で土地の囲い込みが進行すると、河音能平氏の指摘のように日常的な再生産が脅かされ再生産のために新しい共同性が出現し、これが中世的村落共同体の出現のひとつの条件を形成するのであろう。ともあれ、割山遺跡や阿知越遺跡のような共同用益地への進出に抗する社会的な関係の形成によってこれらの遺跡が終焉を迎えるのであろう。
- (9) 考古学による地域研究の課題は、発掘調査を通して歴史的営為の総体を捉えようとするものであり、特定の構築物としての遺構の記録保存によって明らかになる性格ではない。少なくとも、集落遺跡や埋葬遺跡ばかりが埋蔵文化財包蔵地であるという認識は今日では稀であるとはいえ、集落周辺の環境を人間生態系の内部に取り込まれた土地として捉え、各時期の営為の中で総合的に捉えようとする認識は充分であるとはいえないであろう。集落の周辺に、人為の及ばない区域を想定することは困難である。集落の近傍に人間的な行為の及ばない自然状態の未踏の森林が位置していたと想定することは、人間生態系を無視した夢想であると考えてよい。歴史的な性格をもつ人間的行為が及んだ区域を「遺跡」とするならば、これらの土地のもつできる限りの情報を収集し、生態系に内存在する遺跡群や、人間的行為の総体としての人間生態系として再構成する意識を喚起すべきであろう。このような多様な用益地へのより具体的な接近法については機会を見て果たしたいと考えている。ただし、条件の許す限りにおいての話である。

引用・参考文献

- 木津 博明 他 (2006) 『富田漆田遺跡・富田下大日遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第372集
- 恋河内昭彦 (1996) 『辻堂Ⅱ・南街道・宮田遺跡』児玉町文化財調査報告書第20集
- 恋河内昭彦 (1989) 『共和小学校校庭遺跡』児玉町文化財調査報告書第10集
- 恋河内昭彦 (1990) 『塩谷下大塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第11集
- 恋河内昭彦 (2001) 『女池遺跡－B・D地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第35集
- 恋河内昭彦 (2004) 『女池遺跡－A地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第16集
- 小淵 良樹 他 (1980) 『広木大町古墳群』埼玉県遺跡調査会報告第40集
- 駒宮 史朗 他 (1977) 『御林下遺跡』埼玉県遺跡発掘調査報告書第13集
- 坂本 和俊 他 (1986) 『前組羽根倉遺跡発掘調査報告書』前組遺跡調査会
- 菅谷 浩之 他 (1973) 「生野山古墳群発掘調査概要」『第6回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会ほか
- 菅谷 浩之 他 (1980) 『長沖古墳群』児玉町文化財調査報告第1集
- 鈴木 徳雄 (1984) 「古代児玉郡における土地利用と村落の変貌」『阿知越遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第4集
- 鈴木 徳雄 (1985) 「古代児玉郡における山野の問題」『橋ノ入遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書第5集
- 鈴木 徳雄 (1987) 「古代那珂郡における水利灌漑と在地信仰」『秋山東遺跡』遺跡調査会報告書第2集
- 鈴木 徳雄 (1993) 「鬼高式における大形鉢の意義」『土曜考古』第17号
- 鈴木 徳雄 (1996) 「古代北武蔵の開発と集落」『月刊文化財』11月号 No.398
- 鈴木 徳雄 (1997) 「古代北武蔵の土地利用と集落」『日本歴史』9月号第592号
- 鈴木 徳雄 (1998) 『児玉条里遺跡－児玉北部地区－』児玉町文化財調査報告書第28集
- 鈴木 徳雄 (2000) 『児玉条里遺跡－九郷地区－』児玉町文化財調査報告書第34集
- 鈴木 徳雄 (2000) 『児玉条里遺跡－八幡山北田地区－』児玉町遺跡調査会報告書第9集
- 鈴木 徳雄 (2002) 「児玉郡における丘陵部の開発とその地位」『塚本山古墳群(第3次調査)－雷電山地区－』児玉町遺跡調査会報告書第12集
- 鈴木 徳雄 (2003) 『児玉条里遺跡－吉田林堂ノ西地区－』児玉町遺跡調査会報告書第15集
- 鈴木 徳雄 (2005) 「児玉丘陵における地域社会の形成」『高柳原遺跡－B・C地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第39集
- 鈴木 徳雄 (2007) 「長沖古墳群の形成と共同用益地」『長沖古墳群Ⅶ－久保地区B地点の調査－』本庄市遺跡調査会報告書第14集
- 鈴木 徳雄 他 (1983) 『阿知越遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書第3集
- 鈴木 徳雄 他 (1984) 『阿知越遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第4集
- 立石 盛詞 他 (1983) 『後張』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第26集
- 田中 広明 他 (1990) 『秋山古墳群』児玉町史資料調査報告書古代第2集
- 利根川章彦 (1998) 『御林下遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第223集
- 長滝 歳康 (1991) 『白石古墳群・羽黒山古墳群』美里町遺跡発掘調査報告第7集
- 長滝 歳康 (1992) 『後山王遺跡－B・D地点－』美里町遺跡調査会報告書第1集
- 増田 逸朗 他 (1977) 『塚本山古墳群』埼玉県遺跡調査報告第10集
- 増田 逸朗 他 (1983) 『後張』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第15集



図版 1



1. 吉田林割山遺跡調査区
南側全景 (南西より)



2. 吉田林割山遺跡調査風景
(南西より)



3. 吉田林割山遺跡
第1号住居址
(北より)

図版 2



1. 吉田林割山遺跡
第1号住カマド
(北より)

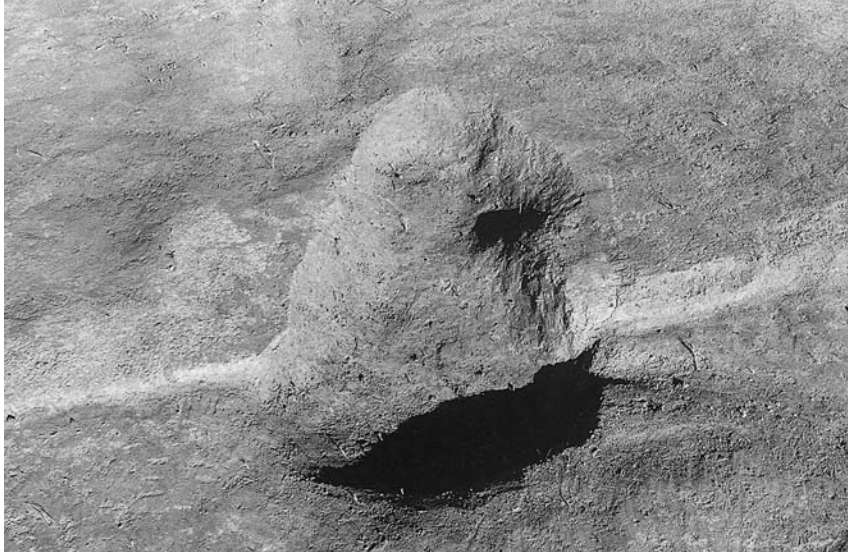


2. 吉田林割山遺跡
第2号住居址
(北西より)

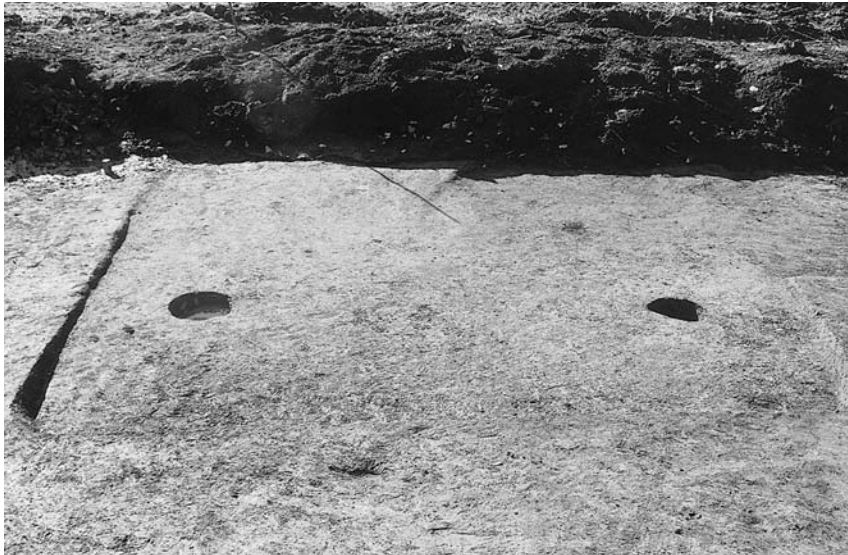


3. 吉田林割山遺跡
第3号住居址
(北西より)

図版 3



1. 吉田林割山遺跡
第3号住カマド
(南より)



2. 吉田林割山遺跡
第4号住居址
(東より)

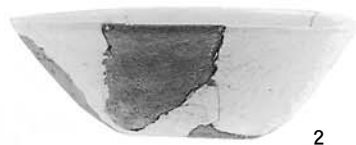


3. 吉田林割山遺跡
第5号住居址
(北東より)

图版 4



1



2

第 1 号住居址



1



2

第 3 号住居址



1

第 4 号住居址



4



1



2-1



2-2



3



5

第 5 号住居址



1



2



3



4



遺構外出土



5

吉田林割山遺跡出土遺物

報告書抄録

フリガナ	キタバヤシワリヤマイセキ								
書名	吉田林割山遺跡								
副書名	生野山丘陵における集落遺跡の調査								
シリーズ	本庄市遺跡調査会報告書						巻次	第16集	
編著者	鈴木徳雄・尾内俊彦								
編集機関	本庄市遺跡調査会								
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 TEL 0495-25-1185								
発行日	西暦2007年（平成19年）3月23日								
フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地	コード 市町村 遺跡		北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査 面積	調査 原因	
キタバヤシワリヤマ 吉田林割山遺跡	ホンジョウシコダマチョウキタ 本庄市児玉町吉田 バヤシアザワリヤマ 林字割山770外	112119	54- 296	36°12'02"	139°08'38"	19901127 ~19901220	800㎡	進入路 建設	
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
吉田林割山遺跡	集落	古代	竪穴式住居址・土壇		土師器・須恵器他		古代集落と丘陵部の土地利用の一端が明らかになった。		

本庄市遺跡調査会報告書第16集

吉田林割山遺跡

－生野山丘陵における集落遺跡の調査－

平成19年3月20日 印刷

平成19年3月23日 発行

発行／本庄市遺跡調査会

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

(本庄市教育委員会文化財保護課内)

印刷／たつみ印刷株式会社

